

令和3年 第9回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和3年6月17日(木)
午後1時30分
場 所 ワークファンルーム会議室1・2

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

(1) 第8回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について | ——別添1 |
| (2) 川口市公民館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて | —— 1 |
| (3) 川口市社会教育委員の委嘱を解いたことについて | —— 3 |
| (4) 川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて | —— 4 |
| (5) 令和3年度川口市教育研修生の任命について | —— 6 |

5 協議事項

6 議 事

- | | |
|--|----------|
| 議案第67号 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて | —— 7 |
| 議案第68号 川口市社会教育委員を委嘱することについて | —— 10 |
| 議案第69号 川口市立科学館運営審議会委員を委嘱することについて | —— 11 |
| 議案第70号 川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて | —— 13 |
| 議案第71号 専決処分承認について(教職員の人事の内申について) | ——当日1(秘) |
| 議案第72号 職員の人事について | ——当日2(秘) |
| 議案第73号 令和3年度川口市スクールガード・リーダーを
委嘱することについて | —— 16 |
| 議案第74号 川口市いじめ問題調査委員会委員を委嘱することについて | —— 18 |
| 議案第75号 川口市いじめ問題対策協議会委員を委嘱することについて | —— 19 |
| 議案第76号 職員の人事について | ——当日3(秘) |

7 その他

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) GIGAスクール端末の持ち帰り運用の開始について | ——当日4 |
|------------------------------|-------|

8 閉 会

教育長報告（２）

川口市公民館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて

公民館名	氏名	委嘱年月日	条例第3条該当名	解嘱年月日
神根公民館	石井 恵洋	令和2年7月1日	社会教育関係者	令和3年4月29日
西川口公民館	南部 博樹	令和2年7月1日	社会教育関係者	令和3年4月25日
西川口公民館	宮島 ふさ子	令和2年7月1日	社会教育関係者	令和3年5月14日
戸塚公民館	名倉 馨	令和2年7月1日	社会教育関係者	令和3年4月25日
朝日公民館	西村 章	令和2年7月1日	社会教育関係者	令和3年5月23日
芝富士公民館	岩本 宏之	令和2年7月1日	社会教育関係者	令和3年4月17日
芝富士公民館	三谷 幸正	令和2年7月1日	社会教育関係者	令和3年4月17日
芝富士公民館	渡邊 妙子	令和2年7月1日	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	令和3年5月10日
朝日東公民館	平柳 優子	令和2年7月1日	社会教育関係者	令和3年4月3日
神根東公民館	長瀬 洋一	令和2年7月1日	社会教育関係者	令和3年4月11日
南鳩ヶ谷公民館	勅使河原 康浩	令和2年7月1日	社会教育関係者	令和3年1月24日
里公民館	平松 恒之助	令和2年7月1日	社会教育関係者	令和2年12月28日
里公民館	廣瀬 二郎	令和2年7月1日	社会教育関係者	令和3年2月9日
里公民館	岡村 雅人	令和2年7月1日	社会教育関係者	令和3年5月23日

横曽根公民館	櫻井 良祐	令和2年12月1日	社会教育関係者	令和3年4月17日
横曽根公民館	中村 節子	令和2年12月1日	社会教育関係者	令和3年4月21日
安行東公民館	宇田川 勇	令和2年12月1日	社会教育関係者	令和3年4月18日
安行東公民館	宇田川 幸希	令和2年12月1日	社会教育関係者	令和3年5月1日
芝園公民館	大窪 広介	令和3年4月1日	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	令和3年5月10日

教育長報告（3）

川口市社会教育委員の委嘱を解いたことについて

氏名	委嘱年月日	条例第3条該当者	解職年月日
高鳥 和裕	令和2年5月15日	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	令和3年6月17日

教育長報告（４）

川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて

（１）十二月田小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
矢作 ゆかり	令和2年4月1日	元学校評議員	令和3年6月16日

（２）飯仲小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
前畑 守	令和3年4月1日	元PTA会長	令和3年6月16日

（３）並木小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
牛田 征雄	令和2年4月1日	元学校評議員 並木町1丁目町会長	令和3年6月16日
星野 恒治	令和2年4月1日	並木2丁目町会長	令和3年6月16日
新井 正幸	令和2年4月1日	PTA会長	令和3年6月16日

（４）新郷南小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
磯貝 清明	令和2年8月6日	PTA会長	令和3年6月16日

(5) 安行東小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
宇田川 勇	令和3年4月1日	安行町会長	令和3年6月16日
宇田川 幸希	令和3年4月1日	安行領家町会長	令和3年6月16日
鈴木 信彦	令和3年4月1日	PTA会長	令和3年6月16日

(6) 戸塚南小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
朝倉 雄馬	令和3年4月1日	おやじの会会長	令和3年6月16日
名倉 馨	令和3年4月1日	西立野町会長	令和3年6月16日

(7) 元郷中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
小嶋 政美	令和2年4月1日	新井町町会長	令和3年6月16日

(8) 安行東中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
宇田川 勇	令和2年4月1日	安行町会長	令和3年6月16日

教育長報告（5）

令和3年度川口市教育研修生の任命について

1 教育相談研修会

NO.	学校名	氏名	NO.	学校名	氏名	NO.	学校名	氏名
1	仲町小	森岡翔平	8	慈林小	梅津茜	15	小谷場中	金井信吾
2	舟戸小	芝田貴大	9	慈林小	園部楓	16	領家中	池上雅子
3	安行小	安藤未来	10	安行東小	市川雅樹	17	戸塚中	田邊光沙枝
4	前川小	増田萌	11	青木中	阿部佳恵	18	戸塚中	長谷川太一
5	元郷南小	大井川結女	12	上青木中	内山茉莉	19	在家中	鹿一樹
6	元郷南小	小林直樹	13	上青木中	渡辺かおり			
7	新郷南小	大湯暁穂	14	安行中	風見悠太郎			

2 教育指導パワーアップ研修会

NO.	学校名	氏名	NO.	学校名	氏名	NO.	学校名	氏名
1	本町小	八木夏子	20	前川小	益子桃奈	39	辻小	高橋純
2	幸町小	新井敬介	21	戸塚小	柳沼和佳奈	40	里小	栗原史佳
3	幸町小	川上さくら	22	青木中央小	萩原幸菜	41	里小	田中涼
4	仲町小	高橋和生	23	芝西小	中島唯	42	桜町小	斎藤祐樹
5	上青木小	羽澤健陽	24	新郷南小	青垣咲帆	43	北中	廣井裕子
6	飯塚小	今泉莉夏	25	上青木南小	大沼ゆりか	44	北中	高橋彩奈
7	飯塚小	川井昭裕	26	新郷東小	脇田千穂	45	上青木中	日比谷義一
8	神根小	小淵遼斗	27	慈林小	神保はいじ	46	幸並中	中宿晃太
9	舟戸小	池澤大樹	28	安行東小	後藤麻悠子	47	十二月田中	鈴木雄真
10	舟戸小	佐々木葉留花	29	安行東小	米嶋銀次	48	安行中	加藤博美
11	舟戸小	森信子	30	在家中小	中村絢音	49	安行中	牧野恭平
12	十二月田小	新井雅也	31	戸塚北小	小林稜	50	安行中	谷田悟史
13	十二月田小	岡部友紀	32	戸塚北小	齋木由佳里	51	小谷場中	押尾彩加
14	並木小	髭優花	33	木曾呂小	原田瞳	52	神根中	佐藤佑香
15	安行小	浦野道春	34	戸塚綾瀬小	村中博昭	53	神根中	村田桃
16	安行小	長谷部大樹	35	戸塚南小	鈴木百合恵	54	在家中	稲垣裕太
17	原町小	新藤美樹	36	戸塚南小	高田佑樹	55	在家中	原口哲
18	前川小	中澤千尋	37	中居小	内田健太	56	里中	芝祐亮
19	前川小	仲條達也	38	中居小	須田美安輝			

3 教育経営研修会

NO.	学校名	氏名	NO.	学校名	氏名	NO.	学校名	氏名
1	前川小	本川尋美	4	東領家小	清水貴芳	7	南鳩ヶ谷小	小柳篤志
2	慈林小	谷平祐介	5	戸塚綾瀬小	阿部樹	8	西中	横田純一
3	差間小	半田琢巳	6	桜町小	安田道桜	9	在家中	永井貴司

議案第67号

川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて

川口市公民館運営審議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市公民館運営審議会条例（平成11年条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和3年6月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

No.	公民館名	氏名	現在の公職	条例第3条該当名
1	神根公民館	渡邊 守	木曾呂第1町会町会長	社会教育関係者
2	西川口公民館	遠山 健一	仁志二町会町会長	社会教育関係者
3	西川口公民館	伊藤 知恵子	西川口地区連合 婦人会長	社会教育関係者
4	戸塚公民館	早船 悦朗	西立野町会町会長	社会教育関係者
5	朝日公民館	榊本 弘法	末広2丁目町会町会長	社会教育関係者
6	芝富士公民館	高橋 豊明	芝富士公民館地区レク リエーション協会理事長	社会教育関係者
7	芝富士公民館	佐藤 京子	芝富士公民館地区スポ ーツ推進委員常任理事	社会教育関係者
8	芝富士公民館	宇田川 萌子	芝富士小学校PTA 副会長	家庭教育の向上に 資する活動を行う者
9	朝日東公民館	高野 和美	朝日東地区婦人連合 会長	社会教育関係者
10	神根東公民館	中山 正二	新井宿町会町会長	社会教育関係者
11	南鳩ヶ谷公民館	熊井 誠一	三ツ和自治会長	社会教育関係者
12	里公民館	中込 すみ子	坂下町4丁目 第2自治会自治会長	社会教育関係者
13	里公民館	山口 朋人	コンフォール西鳩ヶ谷 自治会自治会長	社会教育関係者

14	里公民館	高野 照明	里自治会自治会長	社会教育関係者
15	横曽根公民館	福田 良裕	緑町町会町会長	社会教育関係者
16	安行東公民館	金子 利夫	安行町会町会長	社会教育関係者
17	安行東公民館	高山 重之	安行領家町会町会長	社会教育関係者
18	芝園公民館	梶尾 信義	芝富士小学校 PTA会長	家庭教育の向上に 資する活動を行う者

2 任期

(1) 上記1のNo. 1から14

令和3年6月18日から令和4年6月30日まで

(2) 上記1のNo. 15から17

令和3年6月18日から令和4年11月30日まで

(3) 上記1のNo. 18

令和3年6月18日から令和5年3月31日まで

議案第68号

川口市社会教育委員を委嘱することについて

川口市社会教育委員に次の者を委嘱するため、川口市社会教育委員設置条例（昭和24年告示第85号）第3条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	委員構成	条例第3条該当者
熊木 義尚	川口市PTA連合会	家庭教育の向上に資する活動を行う者

2 任期

令和3年6月18日から令和4年5月14日まで

令和3年6月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第69号

川口市立科学館運営審議会委員を委嘱することについて

川口市立科学館運営審議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市立科学館運営審議会条例（平成17年条例第15号）第4条の規定により議決を求める。

令和3年6月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

No.	氏名	所属先等	条例第4条該当名	新・再
1	渡邊 鉄哉	国立天文台名誉教授	知識経験者	再
2	宮腰 昇	邦栄建設株式会社 代表取締役	知識経験者	再
3	佐藤 啓智	有限会社サトウ設計 代表取締役	知識経験者	再
4	根本 智可子	学校法人東光学園 安行東光幼稚園理事長・園長	学校教育関係者	再
5	郡 豊	川口市立芝西小学校校長	学校教育関係者	再
6	松村 一人	川口市立神根中学校校長	学校教育関係者	新
7	盛山 哲志	川口市立高等学校教諭	学校教育関係者	再
8	高橋 一枝	市民公募	社会教育関係者	新
9	石渡 裕一	上青木地区連合町会会長	社会教育関係者	再
10	井上 春江	川口市子ども会連絡協議会役員	社会教育関係者	再
11	岩田 裕幸	埼玉県立浦和高等学校 非常勤講師	社会教育関係者	再

2 任期

令和3年7月1日から令和5年6月30日まで

議案第70号

川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて

川口市学校運営協議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市学校運営協議会規則（平成21年教育委員会規則第1号）第6条の規定により議決を求める。

令和3年6月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

(1) 飯仲小学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	市村 茂樹	P T A会長

(2) 並木小学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	小松崎 亮	おやじの会会長

(3) 新郷南小学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	兼子 美由紀	P T A会長
2	平林 仁	東本郷南町会副会長
3	石島 正文	赤井町会副会長 自主防災部長

(4) 安行東小学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	金子 利夫	安行町会長
2	高山 重之	安行領家町会長
3	藤倉 浩二	P T A会長

(5) 戸塚南小学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	吉田 博光	P T A会長
2	早船 悦朗	西立野町会長

(6) 西中学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	前畑 守	P T A会長

(7) 並木小学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	相上 興信	並木町1丁目町会長
2	江口 隆三	並木2丁目町会長
3	組坂 隆嗣	P T A会長

(8) 元郷中学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	牛田 佳生	新井町町会長

(9) 安行東中学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	金子 利夫	安行町会長

2 任期

(1) ~ (6) 令和3年6月17日から令和5年3月31日まで

(7) ~ (9) 令和3年6月17日から令和4年3月31日まで

議案第73号

令和3年度川口市スクールガード・リーダーを委嘱することについて
川口市スクールガード・リーダーに別紙の者を委嘱するため、川口市地域ぐるみの
安心・安全体制整備推進事業要項4の(1)(2)の規定により議決を求める。

令和3年6月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

	学校名	氏名
1	本町小学校	田原 浩之
2	幸町小学校	中野 康剛
3	仲町小学校	岡田 真理子
4	上青木小学校	佐々木 良彦
5	元郷小学校	大井 英夫
6	飯塚小学校	池田 政延
7	芝小学校	飯塚 健司
8	新郷小学校	田口 明子
9	神根小学校	小島 勉
10	青木北小学校	高野 光弘
11	領家小学校	北原 嗣久
12	舟戸小学校	苅谷 敏宏
13	十二月田小学校	佐々木 章
14	飯仲小学校	市村 茂樹
15	並木小学校	大家 康伸
16	安行小学校	成澤 真智子
17	原町小学校	永井 紀一
18	前川小学校	鈴木 健一
19	戸塚小学校	宮島 美紀子
20	青木中央小学校	池田 浩宣
21	元郷南小学校	鳴神 英雄
22	芝西小学校	天野 剛行
23	芝南小学校	鈴木 美雪
24	神根東小学校	星川 清人
25	朝日東小学校	吉川 光男
26	芝富士小学校	岩淵 重緯

	学校名	氏名
27	前川東小学校	池谷 義昭
28	柳崎小学校	金丸 要
29	芝樋ノ爪小学校	近藤 浩子
30	新郷南小学校	兼子 華歩
31	上青木南小学校	佐瀬 常雄
32	根岸小学校	金室 守久
33	芝中央小学校	大曾根 涼
34	新郷東小学校	三好 義昭
35	朝日西小学校	大塚 文雄 有光 洋右
36	慈林小学校	星野 恵司
37	差間小学校	鯨井 寛正
38	東本郷小学校	岡田 文男
39	東領家小学校	茂庭 衛
40	安行東小学校	小林 進一
41	在家小学校	本多 和子
42	戸塚東小学校	安間 博行
43	戸塚北小学校	南雲 晴幸
44	木曾呂小学校	増田 隼人
45	戸塚綾瀬小学校	末松 絵美
46	戸塚南小学校	井原 勲
47	鳩ヶ谷小学校	菅岩 かおり
48	中居小学校	長妻 侑子
49	辻小学校	土屋 行雄
50	里小学校	風間 洋衛
51	桜町小学校	高橋 えみ
52	南鳩ヶ谷小学校	松田 絵美

2 任期

令和3年6月17日から令和4年3月31日まで

議案第74号

川口市いじめ問題調査委員会委員を委嘱することについて

川口市いじめ問題調査委員会委員に次の者を委嘱するため、川口市いじめ問題調査委員会条例（平成26年条例第83号）第4条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

	氏名	所属・役職等	再・新
1	守屋 美保	丸の内南法律事務所弁護士	新任
2	藤枝 静暁	埼玉学園大学教授	新任
3	的場 永紋	心のサポートオフィス 臨床心理士・公認心理師	新任

2 任期

令和3年6月17日から、委員会が川口市いじめ問題調査委員会条例第2条の諮問に対し最終的な答申を行う日まで

令和3年6月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第 75 号

川口市いじめ問題対策協議会委員を委嘱することについて

川口市いじめ問題対策協議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市いじめ問題対策協議会設置要項 4 の規定により議決を求める。

令和 3 年 6 月 17 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

No.	所属	氏名	備考
1	埼玉大学	高橋 哲	新規
2	さいたま人権擁護委員協議会	吉澤 敏夫	新規
3	川口市民生委員児童委員協議会	山下 奈都子	新規
4	川口地区保護司会	小野寺 勉	新規
5	川口市PTA連合会	荒井 一樹	新規
6	川口警察署	山口 東	新規
7	武南警察署	田中 崇	再任
8	済生会川口総合病院	大山 昇一	再任
9	川口市私立幼稚園協会	本橋 克展	再任
10	川口市子ども部青少年対策室	池沢 信幸	再任
11	埼玉県南児童相談所	南 和彦	再任

2 任期

令和3年7月8日から令和4年3月31日まで

次世代支援・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和3年5月20日（木）
午後1時30分
場 所 議会第3・4委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

目 次

【報告事項】

- 1 川口市美術館建設基本計画の策定について …… P 1
- 2 教育委員会定例会の開催状況について …… P 2
- 3 いじめ問題の現状について …… P 6

【質疑応答概要】 …… P 8

(参考資料)

資料1 川口市美術館建設基本計画（案）

資料2 川口市美術館建設基本計画（案）に対するパブリック・
コメントの結果について

1 川口市美術館建設基本計画の策定について

(1) 川口市美術館建設基本計画（案）（資料1）

令和2年3月に、川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会から答申を受け、その答申に基づき川口市美術館建設基本計画（案）を作成した。

本基本計画（案）は、美術館のコンセプト、三つのエリア設定とそれぞれについての基本的な考え方を示したものである。

ア 美術館のコンセプト

「市民が集い交流し、創造力や文化、歴史、産業を育む全く新しい文化芸術の創造・発信拠点」

イ 美術館の三つのエリア

(ア) アートエリア ～美術館機能～

- ・展示は寄贈寄託作品を中心とし、市内・県内の作家や本市所縁の作品を市内外に広く発信する。
- ・本市の歴史、文化、寄贈作品が収集された時代等を作品とともに展示解説する。

(イ) ものづくりエリア ～産業とアートのコーディネート機能～

- ・川口の歴史あるものづくり産業とアーティスト等をマッチングする。
- ・産業とアーティスト等とのコラボレーションによる製品開発、市産アート作品の販路開拓等、地域の活性化につながる新たな経済活動を創出する。
- ・アーティストや産業の情報を収集し、データベースとして活用する。

(ウ) イベントエリア ～新しい表現に対応した展示ホール～

- ・映像や空間そのものを表現とする新しいアート作品に対応する。
- ・展示がない期間は、コンベンション、パーティー等に活用する。
- ・エンターテインメント性を持ったイベント等への貸出を行う。

(2) パブリック・コメント結果（資料2）

川口市美術館建設基本計画（案）についてパブリック・コメントを実施し、広く市民の意見を募集した。この結果を踏まえ、川口市美術館建設基本計画を策定する。

ア 意見募集期間

令和3年3月1日（月）～3月31日（水）

イ 募集結果

意見提出者数：38者 意見件数：112件

2 教育委員会定例会の開催状況について

(1) 第1回教育委員会定例会（2月4日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 2月行事予定について
- (イ) 12月市議会定例会の概要について
- (ウ) 令和2年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について
- (エ) 令和2年度川口市優秀教職員表彰被表彰者について
- (オ) 卒業（園）式及び入学（園）式について
- (カ) 川口市立学校におけるいじめ問題の現状について
- (キ) 教育委員会における新型コロナウイルス感染症の対応について

イ 協議事項

- (ア) 川口市教育振興基本計画（案）について
- (イ) 卒業（園）式における告辞等について

ウ 議事

- (ア) 3月市議会に係る議案の原案決定について【補正予算】
- (イ) 3月市議会に係る議案の原案決定について【一般議案】
- (ウ) 3月市議会に係る議案の原案決定について【一般議案】
- (エ) 3月市議会に係る議案の原案決定について【一般議案】
- (オ) 3月市議会に係る議案の原案決定について【当初予算】
- (カ) 3月市議会に係る議案の原案決定について【条例議案】
- (キ) 職員の人事について
- (ク) 職員の人事について
- (ケ) 教職員の人事について
- (コ) 教職員の人事について
- (サ) 専決処分の承認について（教職員の人事の内申について）
- (シ) 専決処分の承認について（教職員の人事の内申について）

エ その他

- (ア) 令和3年川口市はたちの集い結果報告について

(2) 第2回教育委員会定例会（2月16日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 川口市立学校学校評議員の委嘱を解いたことについて
- (イ) 令和2年度市立小・中学校卒業証書授与式の方針について
- (ウ) 学校における食物アレルギーに関わる検討委員会の報告について

イ 協議事項

(ア) 川口市美術館建設基本計画（案）について

ウ 議事

(ア) 職員の人事について

(イ) 教職員の人事の内申について

(ウ) 3月市議会に係る議案の原案決定について【補正予算】

(3) 第3回教育委員会定例会（3月4日開催）の内容

ア 教育長報告

(ア) 3月行事予定について

(イ) 令和2年度教職員人事評価結果について

(ウ) 令和2年度新採用教諭の特別評価結果について

(エ) 令和3年度新採用・転入教職員着任紹介式について

(オ) 令和3年度市立幼稚園園児数について

(カ) 令和3年度川口市立高等学校附属中学校入学者選考受検結果について

(キ) 令和2年度指導課学校訪問実施状況について

(ク) 川口市立学校におけるいじめ問題の現状について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

(ア) 職員の人事について

(イ) 市立高等学校及び幼稚園の教職員の人事について

エ その他

(ア) 前川図書館の開館について

(4) 第4回教育委員会定例会（3月17日開催）の内容

ア 教育長報告

(ア) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について

(イ) 事務委任の解除に関する協議について

(ウ) 事務の委任の協議について

(エ) 令和3年度大貫海浜学園・水上自然教室の実施方法について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

(ア) 職員の人事について

(イ) 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて

- (ウ) 川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて
- (エ) 令和3年度川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて
- (オ) 市立高等学校の教職員の人事について
- (カ) 令和3年度川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーを委嘱することについて
- (キ) 令和3年度川口市立教育研究所教育相談員を採用することについて
- (ク) 令和3年度川口市日本語指導支援員を採用することについて
- (ケ) 令和3年度川口市立教育研究所カウンセラーを委嘱することについて
- (コ) 令和3年度川口市立教育研究所嘱託カウンセラーを委嘱することについて
- (サ) 令和3年度川口市立教育研究所嘱託医を委嘱することについて
- (シ) 令和3年度使用文部科学省著作教科書を採択することについて
- (ス) 川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について
- (セ) 川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について
- (ソ) 川口市立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則について
- (タ) 川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について
- (チ) 川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について
- (ツ) 川口市立高等学校附属中学校通学区域に関する規則について
- (テ) 川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則について
- (ト) 川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (ナ) 川口市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (ニ) 川口市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
- (ヌ) 川口市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

(5) 第5回教育委員会定例会（4月1日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 4月行事予定について
- (イ) 川口市教育大綱について
- (ウ) 東日本大震災により市内に避難している者に対する教育施設使用料等を免除する期間の延長について
- (エ) 川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて
- (オ) 令和2年度学校自己評価のまとめについて
- (カ) 令和3年度アシスタント・ティーチャーについて

- (キ) 令和3年度スクール・サポート・スタッフについて
- (ク) 令和2年度川口市立高等学校卒業者の進路状況について
- (ケ) 令和3年度川口市教育相談支援員について
- (コ) 令和3年度川口市学校図書館司書について
- (サ) 令和3年度川口市特別支援教育支援員について
- (シ) 令和3年度川口市特別支援学級等補助員について
- (ス) 令和3年度川口市スクールソーシャルワーカーについて
- (セ) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱を解いたことについて
- (ソ) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
- (タ) 川口市子ども読書活動推進計画について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 川口市教育振興基本計画について
- (イ) 川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて
- (ウ) 令和3年度川口市学校ファーム推進事業の指定校を委嘱することについて
- (エ) 川口市立高等学校進路カウンセラーを委嘱することについて
- (オ) 川口市いじめ問題調査委員会について

3 いじめ問題の現状について

(1) 川口市いじめ問題調査委員会調査状況

ア K学校の事案について（令和3年2月8日 特別委員会報告事案）

(ア) 経緯

令和2年6月24日、A保護者より、AがBからトイレで悪口を言われ、からかわれたとの訴えがあった。同年9月16日、Aより、Cが移動教室のときにかかとを踏んでくるとの訴えがあった。同年10月1日、A保護者より、AがD、E、Fから悪口を言われたとの訴えがあった。同年11月4日、A保護者より、Aが学校公開日に複数の児童から悪口を言われたとの訴えがあった。また、同年11月11日、A保護者より、6月のいじめに対する担任の対応が悪かったなどの訴えがあった。

(イ) 調査状況

令和2年12月15日、市長に重大事態の発生及び学校主体のいじめ問題調査委員会で調査することを報告し、調査を進めてきた。令和3年3月25日、調査内容及び再発防止策に関する報告書を学校からA保護者に提示・説明した。

A保護者は、その説明を受け、今後第三者による調査委員会の調査を希望しない意向を示したため、報告書の説明をもって本事案の対応を終了した。

イ L学校の事案について

(ア) 経緯

令和2年8月25日、A保護者より連絡があり、担任による新型コロナウイルス感染症の対策が甘く、BがAの持ち物を触ってくることで、Aは学校に行くのが嫌になったとの訴えがあった。その後も、BはAの顔の近くで歌を歌ったり、嫌な行為をわざとしたりすることが続いたことで、Aは保健室登校となった。A保護者は、自分の子供の状況に不満を感じ、転校させたいと訴えた。

(イ) 調査状況

令和3年1月13日より重大事態としての対応を開始し、同年2月9日に市長に学校主体のいじめ問題調査委員会を立ち上げるについて報告した。

調査を実施し、学校の再発防止策を書面として作成したが、A保護者側代理人から書面による説明を必要としない旨の話があったため、作成した書面は、現在、校長が保管しており、A保護者に今後の調査及び書面での回答を希望しない旨の意思確認を行うよう、市教委から校長に対して指示している。

(ウ) その後の状況

被害児童Aは、令和3年1月8日に他校へ転出している。また、同年5月10日現在、A保護者への意思確認は取れていない。

ウ M学校の事案について

(ア) 経緯

令和3年1月22日、A保護者から学校に連絡が入り、以前からトラブルがあり、Aが学校は嫌だと言っていること、AがBから悪口を言われており、これがいじめであること、同年1月20日、体育館の掃除中にBがAの悪口を言った際、それを聞いたCがAのフードを引っ張り、Aは気持ちが悪くなったこと、卒業まで学校には登校させられないことなどの訴えがあった。

同年1月28日には、A保護者と市教委担当者が面談し、これまでの経緯や学校の対応などの話に加え、第三者によるいじめ問題の調査を行なってほしいとの要望があったため、改めて、市教委から調査組織について説明することをA保護者に伝えた。その後、同年2月9日に市長に学校主体のいじめ問題調査委員会を設置することを報告した。

(イ) 調査状況

いじめ防止対策推進法第28条及び附帯決議に基づき、重大事態として調査を行なった結果、訴えや調査から確認された全12件の案件のうち10件が、法律上いじめと認定できる行為であり、これらの件を契機として被害児童Aは、相当期間学校を欠席していることから、本件をいじめの重大事態（不登校重大事態）と認定した。なお、いじめ問題調査委員会は全5回開催し、令和3年4月2日、最終報告書をA保護者に提示した。

(ウ) その後の状況

被害児童Aは、令和3年4月より中学校に入学し、休まず登校している。

(2) 損害賠償請求事件について

ア 期日・場所

令和3年4月14日（水） 午前11時から
さいたま地方裁判所 101号法廷

イ 内容（尋問）

被告側 元部活動顧問、元市教委担当者
原告側 原告母

ウ 次回口頭弁論期日

令和3年6月16日（水） 午後3時から

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和3年 5月)

教育総務部 文化推進室

質 疑	応 答
1 川口市美術館建設基本計画の策定について	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(福森 悦子 委員)</p> <p>事業活動や施設構成等を検討するにあたり、参考とした美術館はあるか。</p> <p>(福森 悦子 委員)</p> <p>計画案6ページの収蔵庫について、「将来的に必要性を検討」とあるが、経費もかかることから、どのように考えているか。</p> <p>(福森 悦子 委員)</p> <p>7ページで「常勤の学芸員、スタッフ人員は10名程度と想定」としているが、イベントや設営、作品の入れ替え等の作業も含め、この人数で足りると考えているか。</p> <p>(福森 悦子 委員)</p> <p>駐車場の整備について、台数は何台ぐらいと考えているか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>他の美術館の事例や数値等は調査したが、特定の美術館を参考としたものではない。</p> <p>(文化推進室長)</p> <p>展示の中心となる寄贈作品については、価値を見極め、寄贈を受けるべき作品を精査することにより、収蔵する点数を調整し、経費を抑えていきたいと考えている。</p> <p>(文化推進室長)</p> <p>常勤職員は10名程度で良いと想定しており、イベントや作品の入れ替え等の際は、委託業者を使うこと等を考えている。</p> <p>(文化推進室長)</p> <p>台数は未定であるが、バリアフリー対応も含め、駐車場整備を今後検討していく。</p>

質 疑	応 答
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>収蔵庫について、当初、何点の収蔵品からはじめる予定か。近隣の美術館の話では、10年後には収蔵庫が足りなくなるとのこと。美術館外収蔵庫は500㎡と記載されているが、具体的な根拠があれば教えてほしい。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>近隣の美術館を鑑みると、埼玉県立近代美術館が3,000点程度、うらわ美術館が2,000点程度の収蔵点数となっている。本市としては、寄贈作品を精査し、価値のあるものだけを収蔵していく予定だが、将来的にスペースが不足し、高額な費用を払って外部に確保しなければならなくなることも考えられる。極力、そうならないよう、寄贈を受けていきたいと考えている。</p>
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>寄贈受け入れの際に、価値を見極めるとのことだが、美術品の価値を判断するのは非常に難しいため、専門的な知識を持った学芸員や館長の採用を望む。収蔵庫については、必ず不足するため、問題を先延ばしにせずに、検討してほしい。(意見)</p>	
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>館内収蔵庫は、借用品の収蔵庫と分けているが、規格が違うのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>借用品は、より慎重に扱う必要があることから、自家収蔵と分けたものと考えているが、詳細については、今後検討していく。</p>
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>美術品に優劣はない。他館からの借用か、金銭</p>	

質 疑	応 答
<p>的な価値があるかという判断ではなく、大事な美術品を収蔵するという観点で、収蔵庫を考えていただきたい。(意見)</p>	
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>8ページの展示室について、インスタレーション等様々な展示に対応するには高さが要求されると思うが、どの程度の高さを想定しているか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>新しいアートは、イベントエリアでの展示を考えているが、様々な企画に対応するには、ある程度の高さが必要であり、今後検討していく。</p>
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>4ページの展覧会のイメージは、収蔵品によるコレクション展と、巡回展等企画展の受け入れという2本の柱として考えてよいのか。その場合、全国美術館会議等の団体に加盟すると、他館から作品を借用しやすくなるが、新美術館は、そうした団体の加盟要件を満たすものとなるのか。確か、アトリアは、美術館としての要件を満たしていないため、加盟団体に入れず、他館からの借用が難しかったと聞いたが。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>寄贈作品の常設展示の他、展示スペースでは、企画展等も開催する。アトリアについては、現在、全国美術館会議に加盟しており、新しい美術館についても、加盟登録することを考えている。</p>
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>美術館は気密性が求められる施設だが、コロナ禍において、換気も求められるようになっていく。今後も長く続くコロナ対応を見越した設計について、どのように考えているか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>美術作品にとっては、気密性も重要だが、換気も重要であることから、建設にあたって考慮する。</p>

質 疑	応 答
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>2ページのコンセプトだが、展示施設や収蔵施設が必要という表現になっている。ここは、なぜ、川口に美術館が必要かということを語るページとすべきであるため、説得力を持った書きぶりに変更できないか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>美術館がなぜ必要かという書きぶりは、確かに弱いと感じるが、2ページでは、アートエリアのコンセプトとして、川口の美について説明しており、記載のとおりで進めたいと考える。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>アートエリアについては、これまで本市が寄贈を受け入れられず、市外に貴重な作品が流出してしまった経緯があり、市の財産として受け入れ、展示をしていく機能として、展示施設や収蔵施設が必要というコンセプトであるため、記載のとおりで進めさせていただきたいと考える。</p>
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>書きぶりについて納得できない部分はあるが、承知した。</p>	

質 疑	応 答
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>パブリック・コメントでは、コミュニティ・プラザの存続に関する否定的な意見が多く、今後の周辺住民との合意形成が危惧されるが、これに関して、率直な意見を聞きたい。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>周辺住民との合意形成については、既にいくつかのマンションの方から話があり、説明に伺っているところである。今後、計画策定後には、ホームページや広報紙等を通じて広く周知を図るとともに、要望に応じて説明に出向いていきたいと考えている。</p>
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>一方的に説明をしても免罪符にはならない。地域住民にとっては、住環境に関わる重要な問題であるため、説明を尽くした上で、同意を得られるような姿勢で進めてほしい。(意見)</p>	
<p>(榊原 秀忠 委員)</p> <p>19ページの事業概念図について説明してほしい。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>アートエリア、ものづくりエリア、イベントエリアの3つのエリアを設定している。アートエリアは、美術品の展示公開等を行うエリアであり、寄贈寄託作品を中心に展示を行うこととしている。ものづくりエリアでは、産業とアートのコラボにより、製品に付加価値を生み出したり、マッチングを行うこととしている。イベントエリアは、新しいアートの表現に対応するエリアであり、展示のない期間は、イベントやパーティーでの市民への貸出等を考えている。</p>

質 疑	応 答
<p>(榊原 秀忠 委員)</p> <p>パブリック・コメントに対する市の考え方で、建設コスト・運営コストの削減について記載されているが、どのように考えているか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>現在、美術館の詳細が決まっていないことから、今後、全国の美術館の事例等を調査し、低いコストで運営できる施設を検討していきたいと考えている。</p>
<p>(榊原 秀忠 委員)</p> <p>寄贈作品として、塗師祥一郎や横山大観、鏑木清方等の作品があるとのことだが、何点ぐらいあるのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>塗師祥一郎の絵画は60点ほど所蔵している。国立美術館等へも貸し出している鏑木清方の作品や、横山大観等の作品も含め、現在、総数200点強の作品を所蔵している。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>採算性からランニングコストを試算することはできないか。建設費も運営維持費もかなりかかるため、見込まれる来館者数から先に試算してはどうか。パブリック・コメントでも、採算性を心配する意見が多い。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>建物の設計や、入場料をどう設定するかは今後検討していくが、少しでもランニングコストを低減できるような施設にしていきたいと考えている。</p>

質 疑	応 答
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>川口市の文化の高揚を目指して美術館が建設されると思うが、寄贈作品だけでなく、これから生まれるアートの育成についても、力を入れてほしい。基本計画案のアトリアの「育む事業（教育普及）」について、考え方を聞かせてほしい。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>美術館の役割としては、市民の財産である美術作品を保存し、見ていただく機会を提供するものであり、アトリアについては、アートに触れてもらう入口として、様々な企画を展開し、文化芸術活動をする人たちを育成する役割を担うものと位置付けている。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>美術館建設については、期待するところも大きいですが、市のお荷物と言われたいような施設としていただきたい。文化の高揚ということも強く意識してほしい。(意見)</p>	
<p>(関 裕通 委員)</p> <p>美術館がなぜ必要なのかということについては、計画案2ページの記載でよく理解できる。江戸時代に発展した鋳物屋の社長や大地主、豪商たちがパトロンとなり、新進気鋭の美術家を育て、収集した作品が川口には眠っている。相続等で持ちきれなくなった作品の寄贈寄託の受け皿を作ることの重要性が述べられている。川口の資産をしっかり守り、市民に鑑賞してもらい、文化のレベルを上げていくことは、先祖から受け継いだ川口のアイデンティティである。過去に、横山大観</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>市内の旧家から横山大観の作品を寄贈したいとの申し出があった際、保管場所がないことから受け入れられなかったということがあった。寄贈を受けた県立近代美術館では、先日開催した展覧会でも、この作品を展示していた。</p>

質 疑	応 答
<p>の貴重な作品が、県立近代美術館に行ってしまったということも聞いているが、この経緯について教えてほしい。</p> <p>(関 裕通 委員)</p> <p>貴重な作品を持ちきれずに困っており、しっかりと保管できる場所があれば、寄贈したいという人が結構いることを共有したい。(意見)</p> <p>(石橋 俊伸 委員)</p> <p>31ページの「建設用地・施設形態」のところで、再開発事業により建設を目指すとのことだが、再開発事業により、どのくらいの財源を生むことを想定しているのか。</p> <p>(石橋 俊伸 委員)</p> <p>美術館建設費用に充てられることになるため、できるだけ、財源を得られるように検討してほしい。(意見)</p> <p>(石橋 俊伸 委員)</p> <p>組合施行で行うと思うが、地権者の合意は、どの程度まで取りつけることができたのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>建設費用も再開発の手法も様々であるため、現段階で、どのくらいの財源が見込めるかについては、算出できないところである。</p> <p>(文化推進室長)</p> <p>これから合意形成を図っていくところである。</p>

質 疑	応 答
<p>(石橋 俊伸 委員)</p> <p>合意形成ができるまで、5年、10年待つのか、それとも、今年度、来年度までに合意形成ができれば、別の建設予定地を考えるのか、教えてほしい。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>今は計画を策定するところであり、この場所で建設を目指していくとしている。現時点で場所の変更は考えていない。</p>
<p>(石橋 俊伸 委員)</p> <p>合意形成が得られない状況となった場合には、場所の変更も検討すべきかと思う。(意見)</p>	
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>30ページで美術館の床面積が約4,300㎡と示されているが、前回の特別委員会で説明があった、約5,600㎡の敷地に建設する場合、どのような建物を想定しているか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>再開発事業の範囲が決まった状態ではないため、5,600㎡は仮の面積だが、ここに延床面積4,300㎡の施設を建てることから、平屋建てではない。どのような建物になるかは、今後、再開発事業の中で、話し合いながら検討していく。</p>
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>再開発の高層ビルに美術館が入る場合は、低層階に整備されると思うが、柱を抜くなど構造的に難しいこともあり、想定された美術館の実現が保障されるかわからない。再開発事業で建設するという手法自体を再検討する必要があるのではないか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>基本計画の中で、再開発事業により建設を目指すとしており、現段階で再検討は考えていない。</p>

質 疑	応 答
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>31ページに事業用地の図があるが、何を基準に範囲の線引きをしたのか。再開発事業の進め方も含め、説明してほしい。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>市が所有する栄町公民館跡地とコミュニティ・プラザに近隣の既存不適格の建物を加え、接する土地の状況を鑑みて、仮に書いた想定範囲である。今後、再開発事業を進める中で、最終的な施行区域が決定する。</p>
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>用地の形や面積が変わり、それによって建物の仕様が変わるということは理解した。再開発事業では、住民合意に相当の期間を要するため、社会的財産を市が守るといった委員の意見とは相入れないものになる可能性があることを懸念する。</p> <p>(意見)</p>	
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>パブリック・コメントに対する市の考え方は、どのような立場の人が検討し、作成したのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>文化推進室及び再開発課で検討し、作成したものである。</p>
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>様々な判断が必要となると思うが、文化推進室と再開発課の2、3名で回答を出したということではないか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>再開発課についてはわからないが、文化推進室は5名で内容を検討し、作成した。</p>

質 疑	応 答
	<p>(教育総務部長)</p> <p>パブリック・コメントの回答については、公開前に文化推進室長から説明を受け、基本計画案に基づいた回答ということで、一緒に内容を検討したものである。</p>
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>パブリック・コメントの他に、市の取り組み状況について住民説明等を行ったか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>近隣のいくつかのマンションから説明を求められ、マンションの役員等が集まる席で、3月、4月に、数回説明を行った。</p>
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>近隣住民への説明は、どういう立場の人が行い、その際、住民からの意見はどのようなものがあったか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>3月は、前文化推進室長と現再開発課長、4月は、文化推進室長、再開発課長と両課の課長補佐、前文化推進室長が伺った。住民からの意見としては、パブリック・コメント同様に、「そもそも美術館が必要なのか」「美術館は上野に行けばよいのでは」「そごうを利活用すべきでは」「公園がなくなるのは嫌だ」等の意見が寄せられた。</p>
<p>(板橋 博美 委員)</p> <p>計画ありきではなく、市民の声を聞き、一旦立ち止まって、美術館やまちづくりを考えるべきと思う。(意見)</p>	

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和3年 5月)

学校教育部

質 疑	応 答
2 教育委員会定例会の開催状況について	
<p style="text-align: center;">< 質 疑 ></p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>(5) 第5回教育委員会定例会、アの「(オ) 令和2年度学校自己評価のまとめについて」学校自己評価とはどのようなものか伺いたい。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>学校自己評価は毎年行われていると思うが、令和2年度において、特徴的な事象はあったのか。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、地域との連携に課題が見られたとのことであるが、今年度において昨年度の課題を意識した目標を策定しているのか。</p>	<p>(学務課長)</p> <p>各学校が設けた5領域の目標について、4段階の評価を学校関係者に評価していただいた結果をまとめたものである。令和2年度は、ほとんどの項目で「ほぼ達成」のA評価、「概ね達成」のBの評価をいただいております、当初に掲げた目標を概ね達成できたと考えている。</p> <p>(学務課長)</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当初計画を変更せざるをえない状況が生じたところである。特に「開かれた学校づくり」において課題があるとの評価が見られた。</p> <p>(学務課長)</p> <p>各学校において、昨年度の評価や反省を踏まえ、それぞれの校長が5領域に沿った目標を策定していると考えている。</p>

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和3年 5月)

学校教育部

質 疑	応 答
3 いじめ問題の現状について	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>(2) の裁判の件について、どのような状況だったのか。</p> <p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>裁判の内容についてはどうか。</p> <p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>係争中につき答弁できないということであるが、我々は市民の代表である。議員に対して不遜な答弁であると感じている。誠意を感じる答弁をお願いしたい。特別委員会で当然のごとく議論すべき案件である。</p> <p>(稲川 和成 委員長)</p> <p>石橋副委員長と協議の上、回答する。</p> <p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>かなり強硬な形で裁判に臨んでいるようであるが、文書訓告を受けている件、いじめ防止対策推</p>	<p>(指導課長)</p> <p>被告側の証人2名に対する尋問及び原告母に対する尋問が行われた。</p> <p>(指導課長)</p> <p>係争中につき、回答は差し控えたい。</p>

質 疑	応 答
<p>進法の見解の相違もあるが、これは教育の根本に関わる問題だと受け止めるべきである。市として不名誉なことである。一刻も早く正すべきことを正し、和解すべきである。それが子供のためであり、教育委員会に対する信頼を取り戻すことになる。ぜひ考えてほしい。</p> <p>(榊原 秀忠 委員)</p> <p>いじめ対応教員に対する研修はどのようなになっているのか。</p> <p>(榊原 秀忠 委員)</p> <p>私自身、戸塚中のPTAの経験もある。しっかりやってほしい。</p> <p>(青山 聖子 委員)</p> <p>(2) の損害賠償裁判については残念である。経緯として平成27年5月から何年経っているのか。被害生徒は青春時代の大半を心を引き裂かれる思いで過ごしている。私自身、本当のことを知りたいと考えている。あまりに長期化してお</p>	<p>(指導課長)</p> <p>毎年研修を実施している。今年は5月6日、7日の2日間で全校のいじめ対応教員を対象に研修を実施した。内容は、いじめの定義の再確認やいじめ対応教員の役割について講義を行った。</p> <p>今後も計画的に、効果的な研修を実施していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>教育委員会として何らかの形で検証し、プラスの形で子供たちのために反映させていきたいと考えている。形については今後考えていく。</p>

質 疑	応 答
<p>り、かかわる人間も多様化している。報道も様々であり、実態を理解することも難しい状況である。</p> <p>場面場面の話は聞いているが、全体の体系や主張していることがわからないのが苦しい。考える材料が与えられないことが残念に思っている。</p> <p>日々様々な陳情書が届く中で心を痛めている。</p> <p>裁判が、終わったら、裁判とは別に、時系列で振り返ってまとめたものを作るなどして、市教委としてこれまでのことについて検証を行うことは考えているか。</p> <p>(青山 聖子 委員)</p> <p>(1) イのL学校について、代理人とは弁護士など、どのような立場の方なのか。</p> <p>(秘密会へ移行)</p>	<p>(指導課長)</p> <p>弁護士ではない。</p>

川口市美術館建設基本計画（案）

川口市

川口市教育委員会

令和3年 月

目次

第1章 コンセプトと事業活動・施設構成	1
1.美術館のコンセプト	1
2.三つのエリアのコンセプトと事業活動・施設構成	2
(1) アートエリア	2
ア アートエリアのコンセプト ～川口の美～	2
イ アートエリアの事業活動	3
ウ アートエリアの施設構成	6
(2) ものづくりエリア	11
ア ものづくりエリアのコンセプト	11
イ ものづくりエリアの事業活動	12
ウ ものづくりエリアの施設構成	13
(3) イベントエリア	15
ア イベントエリアのコンセプト	15
イ イベントエリアの事業活動	16
ウ イベントエリアの施設構成	17
3.三つのエリアの事業概念図	19
4.市内の文化施設、地域との連携	20
(1) 市内の文化施設との連携	20
(2) 市内の企業や団体・地域との連携	21
(3) 市民との連携	21
(4) 市外の美術館や学校・教育機関との連携	22
5.広報活動	23
6.開館時間・休館日	23

第2章 施設計画	24
1.施設全体の仕様・規模	24
(1) 施設全体のコンセプト	24
(2) 施設全体の構成	27
2.展示動線シーケンス	28
3.動線計画	29
4.必要諸室一覧	30
第3章 建設用地・施設形態	31
1.建設用地の検討	31
2.施設形態の検討	32
第4章 管理運営	33
1.管理運営体制	33
2.各部門の役割・人材	34
3.検討項目	36

第1章 コンセプトと事業活動・施設構成

1. 美術館のコンセプト

川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会の答申を踏まえ、美術館には下記の三つのエリアを設けます。

美術館のコンセプト

**市民が集い交流し、創造力や文化、歴史、産業を育む
全く新しい文化芸術の創造・発信拠点**



美術館の三つのエリア

アートエリア ～美術館機能～

- ・展示は寄贈寄託作品を中心とし、市内・県内の作家や本市所縁の作品を市内外に広く発信します。
- ・本市の歴史、文化、寄贈作品が収集された時代等を作品とともに展示解説します。

ものづくりエリア ～産業とアートのコーディネート機能～

- ・川口の歴史あるものづくり産業とアーティスト等をマッチングします。
- ・産業とアーティスト等とのコラボレーションによる製品開発、市産アート作品の販路開拓等、地域の活性化につながる新たな経済活動を創出します。
- ・アーティストや産業の情報を収集し、データベースとして活用します。

イベントエリア ～新しい表現に対応した展示ホール～

- ・映像や空間そのものを表現とする新しいアート作品に対応します。
- ・展示がない期間は、コンベンション、パーティー等に活用します。
- ・エンターテインメント性を持ったイベント等への貸出を行います。

2.三つのエリアのコンセプトと事業活動・施設構成

(1) アートエリア

ア アートエリアのコンセプト ～川口の美～

100万人を超えるともいわれる人口を誇った江戸は、世界最大規模の消費地でもありました。高まり続ける日常物資の需要に応えるべく、川口では舟運を利用した江戸向けの商品の開発、生産や流通が盛んになりました。この頃から、川口の代名詞ともなっている鋳物工業や植木産業などが発展しはじめ、「ものづくりのまち」「職人のまち」としてのその礎が築かれました。

江戸の消費は川口に大きな富をもたらしました。その富は川口に暮らす人々にゆとりと心豊かな生活をもたらしたばかりでなく、芸術作品のコレクターを生み、様々な美術品が川口に集まってきました。

しかし、これら貴重なコレクションは世代が変わる度に少しずつ散逸し、いずれは無くなってしまいますが、市には適切な管理・保存・展示を行う施設がないために、寄贈を受けられない状況が続いています。

本市では、これらを散逸させないためにも寄贈を受け入れる体制＝「収蔵施設」「展示施設」が必要になっているのです。

歴史は絶え間なく進んでいきます。その歴史に失われてしまう繊細なもの、すなわち、本市及び本市周辺地域固有の風土や歴史、そこで培われた産業や文化こそが「川口の美」であると定義し、本市に寄贈された市民共有の財産を守り、伝える「アート」エリアを計画します。

イ アートエリアの事業活動

【収集保存】

寄贈寄託作品を中心としたコレクションの拡充を積極的に行うとともに、川口らしい収集方針（コレクションポリシー）の策定を目指します。

市が所蔵する作品等を安全な環境の下で適切に保存管理を行い、寄贈寄託の受け皿の役割を担います。

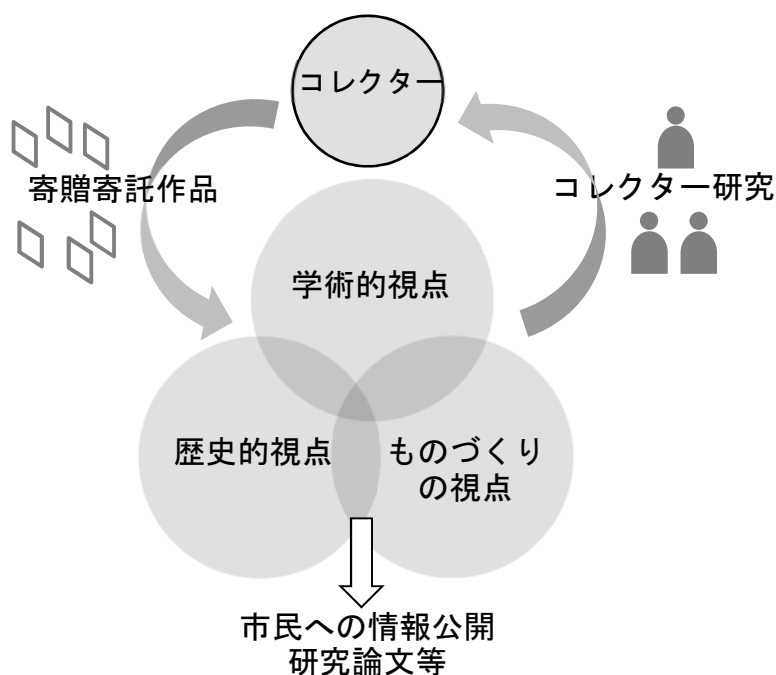
また、専門知識を有するスタッフを配置し、貴重な作品の長期的な保存管理に努めます。

【調査研究】

寄贈寄託作品、本市のアート、ものづくり文化等について、様々な視点から、調査研究を行います。同時に、本市の文化芸術資産の価値を高め、後世に伝えるため、作品を寄贈いただいたコレクターの研究も行います。

国内外の美術動向や展覧会、第一線のアーティストなどに関する情報収集及び研究を行い、その成果を展覧会企画への反映、定期刊行物、ホームページ、SNS、研究論文などを通じて、広く発信します。また、他の美術館や研究機関との研究成果の共有、連携にも積極的に取り組んでいきます。

■調査研究イメージ



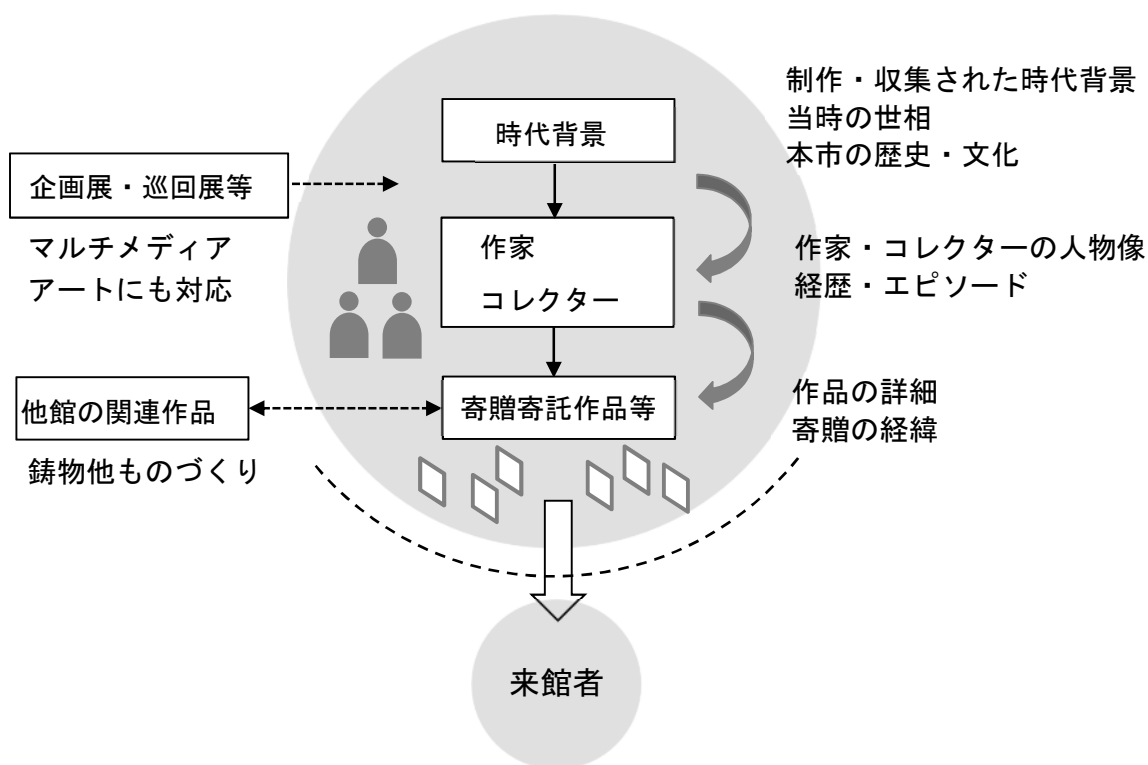
【展示公開】

寄贈寄託作品等が制作、収集された時代背景を本市の歴史や文化とともに紹介し、市内・県内の作家や本市所縁の作品を市内外に広く発信します。また、作家やコレクターの人物像、作品の詳細、市に収集された経緯などをわかりやすく紹介し、地域性を重視した展示を行います。

本市のものづくりをテーマとした展覧会、本市所縁のアーティスト展、他館との連携・共催による企画展、コレクション巡回展などを実施します。

また、鑑賞補助ツールとしてIT技術や映像技術を取り入れたデジタルコンテンツ等による鑑賞方法を検討します。

■展示公開イメージ



【教育普及～アトリアとの連携～】

アートギャラリー・アトリアは、身近な美術への入口、気軽にアートと出会う施設として、市民の作品発表や、講座やワークショップ等、教育普及の施設として活かし、美術館との事業の分担を明確化します。

一方、美術館では、高度な展示設備のもとで、より深い鑑賞力を養うことができることから、学習とアート鑑賞のボーダレスな事業の可能性についても検討します。

また、美術館とアトリアの共通チケットの発行や、両館を結ぶ動線の街並アートデザインなども検討します。

■主に美術館で行う教育普及活動例

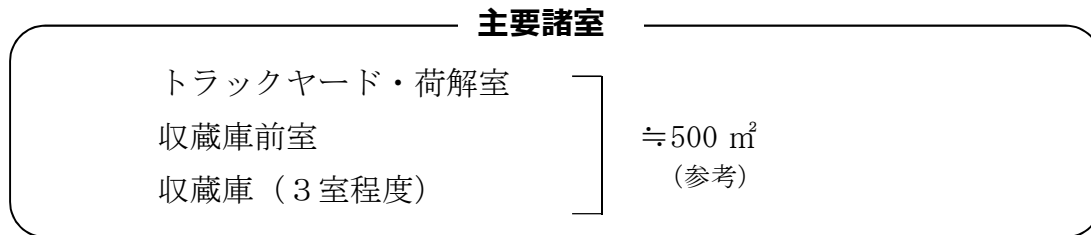
- 作品を理解し親しめるようにするわかりやすい解説
(鑑賞補助ツールの活用、学芸員によるギャラリートーク 等)
- 専門家等によるイベントの開催
(学芸員や作家、コレクターによる講演会やセミナー 等)
- 学校・教育機関との連携による生徒や教員のための専門プログラム
(社会科見学、教員セミナー、学生インターンシップ 等)
- 本市所縁のアートやものづくりへの理解を深める機会
(リファレンスコーナーの映像デジタルコンテンツによる所蔵作品やアーティスト、及び市内施設の情報提供 等)

■主にアトリアで行う教育普及活動例

- 市民の創作活動の支援
(市民が制作したアート作品の展示、創作体験、ワークショップ 等)
- 展示公開作品への理解を深める美術講座
(講演会、鑑賞講座 等)
- 創作工程を見学できる機会
(公開制作、アーティスト・イン・スクール 等)
- 専門的技術を学ぶ機会
(実技講座、技術指導 等)
- アートを創造・発信する人材育成
(ボランティア、友の会 等)
- 学校・教育機関との連携による児童・生徒の鑑賞体験や創作体験
(作品鑑賞教室、移動美術館 等)

ウ アートエリアの施設構成

[収集保存]



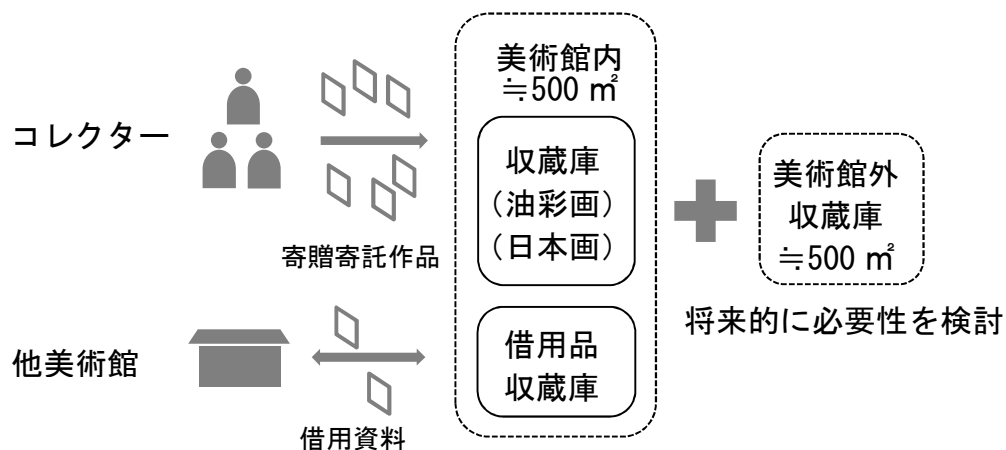
【トラックヤード、荷解室、収蔵庫、収蔵庫前室等】

寄贈寄託作品等の安全な保存管理に必要な機能を備えた諸室を整備します。温湿度管理空調に配慮した搬出入動線を設定し、日本画、油彩画、他の美術館等からの借用資料にも対応した異なる湿度調整が可能な複数の収蔵庫、準備室等を整備します。

火災や地震、風水害に対する安全対策、監視カメラや入退場管理システムによるセキュリティ対策、恒温恒湿を保持する空調環境等に配慮した整備計画とします。また、省エネに配慮した空調設備、照明設備等を検討します。

収蔵庫については、特に貴重な作品を本施設に保管し、将来的に収集する作品資料を含め、館外収蔵庫の整備の必要性についても検討します。

■収蔵庫イメージ



【調査研究】

主要諸室

事務・学芸員室
会議室
職員控室・物品庫

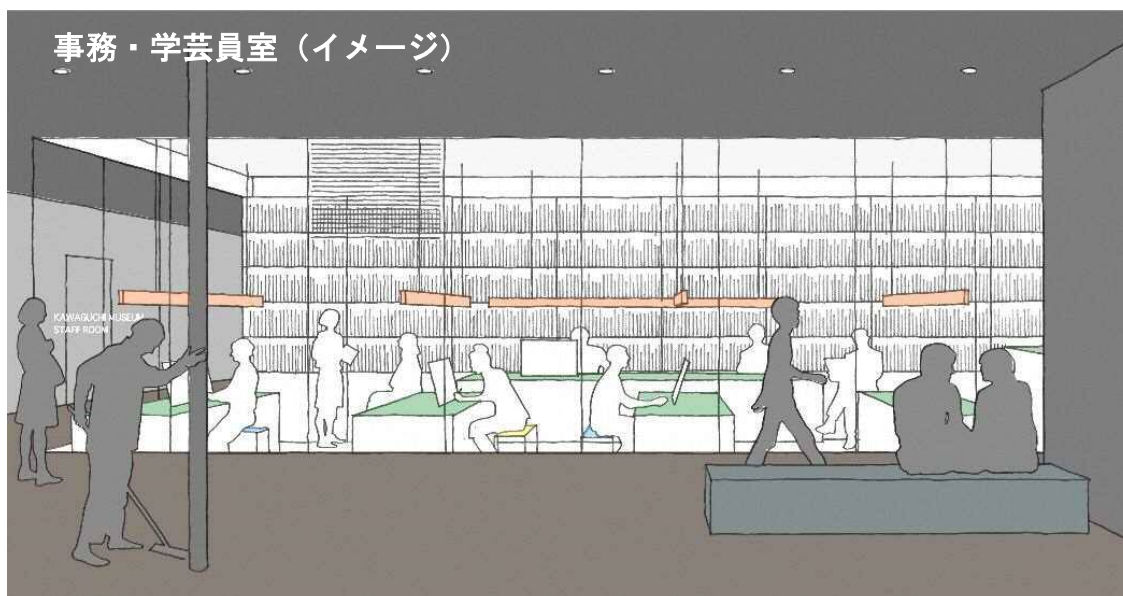
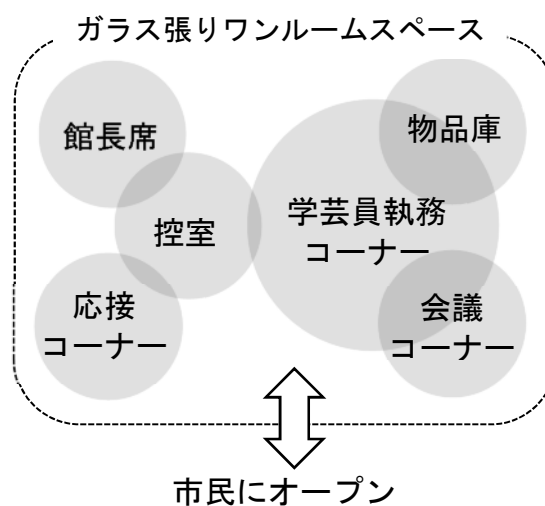
≒150 m²
(参考)

【事務・学芸員室・会議室・物品庫】

事務・学芸員室は開放的なワンルームスペースとし、面積の利用効率を考慮します。壁面をガラス張りにするなど、市民にオープンなワークスペースを検討します。また、物品庫には図録等の保管用に集密書架を設け、資料の蓄積を行います。

常勤の学芸員、スタッフ人員は10名程度と想定し、今後、運営方法をふまえて、必要居室の詳細を検討します。

■事務・学芸員室イメージ



【展示公開】

主要諸室

展示室（プロローグゾーン・川口の部屋）

展示準備室

アート図書館

≒1,100㎡
(参考)

【展示室】

展示公開に関する諸室の合計面積は約1,100㎡程度を想定します。イベントエリアの展示ホール（約700㎡）と合わせ、床面積の合計は1,800㎡となり、現在、市が所有する主な寄贈作品の展示が可能な規模となります。また、施設全体面積に占める展示用途利用可能な床面積の割合は41%程度です。

展示室は大きく三つのゾーンから構成されます。各ゾーンには作品に適した展示環境（照明、温湿度管理空調設備等）を整備します。

・プロローグゾーン

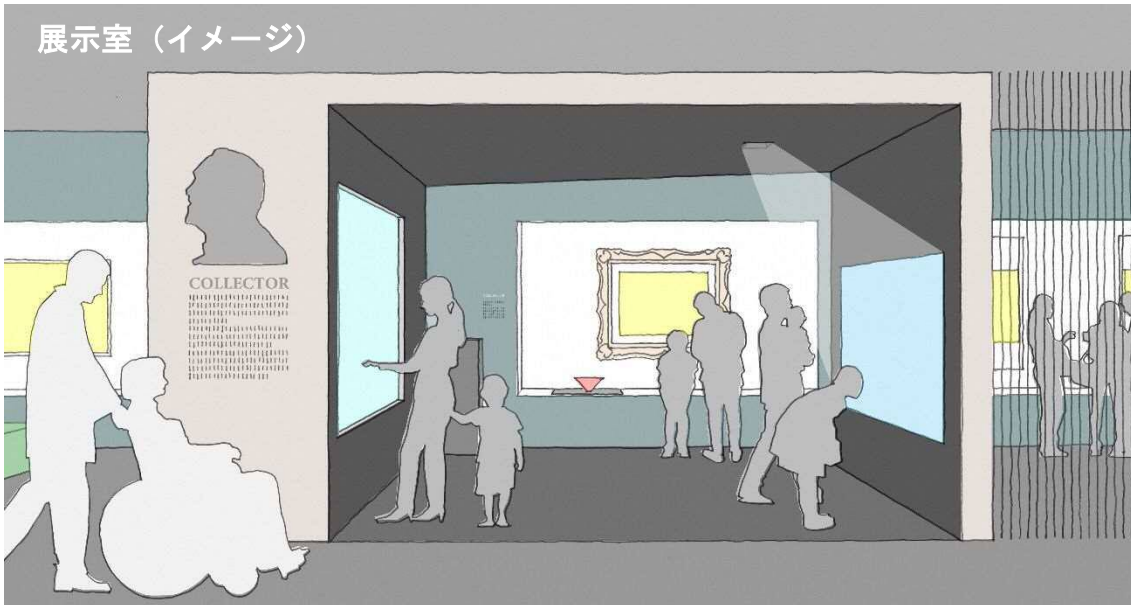
展示室の導入部分に、本市の歴史や風土、美術館のなりたち、市内で活躍するアーティスト、寄贈寄託したコレクター等について、映像等のデジタルコンテンツを活用してわかりやすく紹介するプロローグゾーンを整備します。展示動線全体のプロローグの役割を担います。

プロローグゾーンは無料とし、エントランスホールやものづくりエリアとの動線を考慮することで、「川口の美」をプレゼンテーションするスペースとなります。



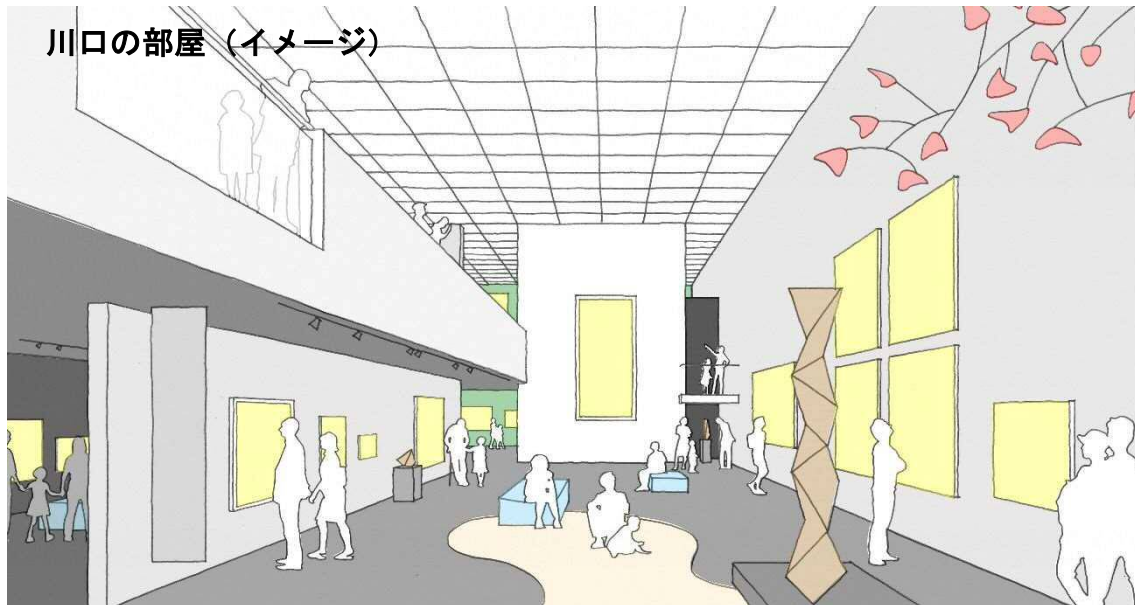
・展示室ゾーン

フレキシブルな展示空間を整備します。開放的なスペースとテーマ展示が可能な小規模な展示室を組み合わせる等の構成を検討し、様々なスタイルの展示に対応できるようにします。また、イベントエリアの展示ホールとの動線を考慮することで、大規模な企画展等の開催も可能となります。



・特別展示室「川口の部屋」

本市のものづくりに関連した作品を常設展示し、美術館の象徴となるスペースとして特別展示室「川口の部屋」を整備します。来館者動線の最も奥に配置し、落ち着いた環境で、作品を通じて川口の美を体感する場所とします。展示する作品については、寄贈寄託の他、新たに作品を制作することも含め、今後検討します。



【アート図書館】

アート図書館ではアート全般に関する美術専門書や他の美術施設資料・イベント情報を集積し、広く市民に公開するための検索端末やリファレンスコーナーを整備します。

【屋外展示スペース】

屋外スペースを活用した、彫刻作品などの展示についても検討します。

(2) ものづくりエリア

ア ものづくりエリアのコンセプト

江戸時代よりものづくりが盛んな本市は、多くの企業と職人を生み、隆盛を極め、今もなお、質の高い市産品を生み出し続けています。

ものづくりによる本市の隆盛は、美術品コレクターや多くのアーティストを生み出しましたが、産業とアートは直接交わることはなく、それぞれが独立しています。

新しい美術館では、これらものづくり産業とアーティスト等をつなぎ、新たな価値（商品・作品）を生み出すための交流や共同制作などを企画、推進します。

具体的には、二つの役割が考えられます。

一つは、新たな商品開発にアートの視点を加えることで付加価値を高めることを目指します。一例を挙げれば、鑄造技術、木型技術とデザイン性を融合した家具（インダストリアルファニチャー）などです。また、従来の商品やサービスのPR方法にアートの視点を加えることで訴求性を高めることも考えられます。

二つ目として、アートもまた市産品です。市内アーティストが生み出す作品をホテル、マンション、店舗、事務所などへ活用を働きかけることで、アート作品が売れるアーティストを増やすことです。

専門のコーディネーターを置き、産業とアート双方の活性化を目指し、「ものづくり」エリアを計画します。

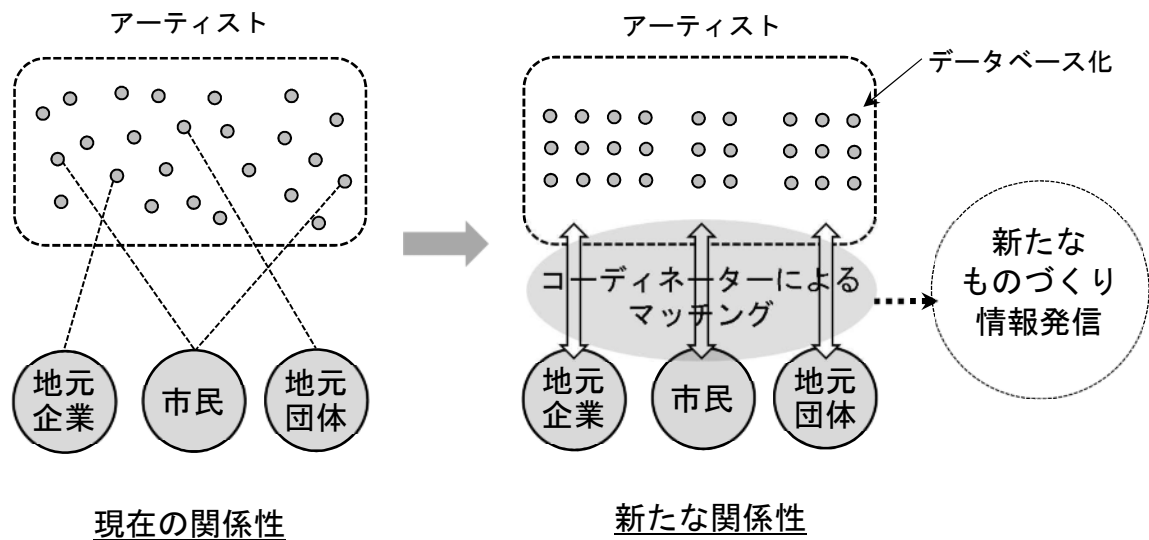
イ ものづくりエリアの事業活動

【創造支援】

市内産業とアーティスト等とのコラボレーションによるデザイン性を高めた製品開発、インダストリアルデザイン・アート等の提案や、市産アート作品の販路開拓を行い、地域経済の活性化に繋がります。

専門の産業コーディネーターが常駐し、本市所縁のアーティストや市内産業の情報の収集活動を行い、データベース化し、アーティストと市民や企業との迅速なマッチングや、ものづくりのプロジェクトにつなげます。

■アーティストと市民・企業等との関係性（イメージ）



【情報発信】

アーティストや市内産業の情報は、ライブラリーとして公開します。また、開発された製品は、インターネット、SNS等を使い積極的に市内外に発信・PRしていきます。

ミュージアムショップでは、展示作品に関連するグッズ（図録、書籍、ポスター、絵葉書、文房具、Tシャツ等）の他、新たに開発するアーティスト等とのコラボレーショングッズ等の販売も行います。

ウ ものづくりエリアの施設構成

主要諸室

- ショールーム（マッチングカウンター併設）
- ミュージアムショップ
- ものづくりライブラリー

≒200m²
(参考)

【創造支援】

【ショールーム】

アーティスト情報や市内産業情報を展示するプレゼンテーションルーム、地元企業や市民とアーティスト等のマッチングカウンター、産業コーディネーターの執務コーナー等から構成されるショールームを整備します。エントランスホールやアートエリアのプロログゾーンとの動線を考慮することで、新たな創造をプレゼンテーションするスペースとなります。

【情報発信】

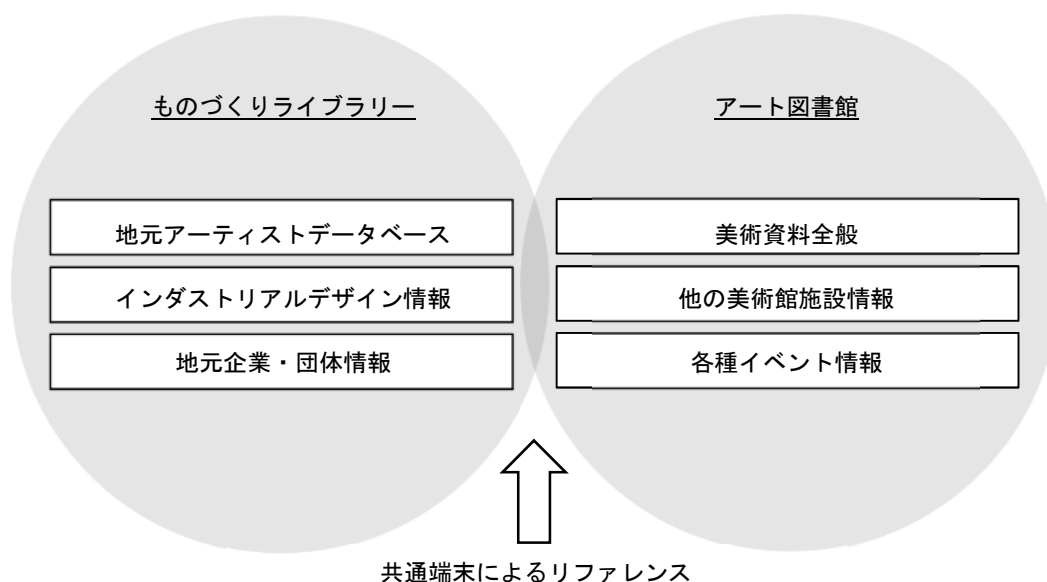
【ミュージアムショップ】

ミュージアムショップをショールームに併設します。来館者が気楽に訪れることができるようエントランスからの動線に配慮します。

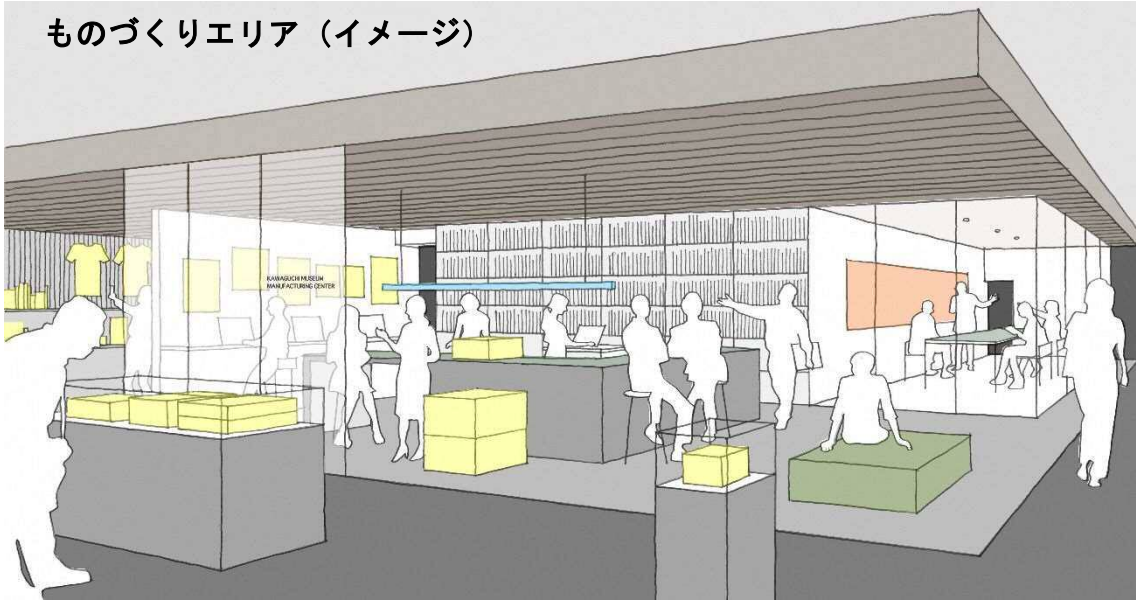
【ものづくりライブラリー】

ものづくりエリアとアートエリア双方の情報データベースをボードレスに検索できるよう、アート図書館と共通端末によるリファレンススペースをもったライブラリーを整備します。アート図書館との動線に配慮します。

■ものづくりライブラリーとアート図書館の関係（イメージ）



ものづくりエリア (イメージ)



(3) イベントエリア

ア イベントエリアのコンセプト

近年、メディアアートなど、映像を使った新しい表現方法が世界的に主流になりつつあり、海外のアートフェアなどでも、メディアアート系のアーティストを紹介するブースが数多く見られるようになりました。しかしながら、国内の美術館で、これらメディアアートの規模感や表現に対応できる美術館はまだ少数です。

映像表現とともに、大きなオブジェの展示、空間全体を使ったインスタレーションなど、様々な表現方法に対応した展示室を作ることは、新しい美術施設としては必須です。

ただし、これらアート作品は、常に展示するものではないことから、本施設のイベントエリアは、メディアアートへの対応やインスタレーション展示の他、映画、演劇、音楽コンサート、コンベンション会場、パーティー会場など、本市に不足している施設を補完できる多目的なエリアとして計画します。

イ イベントエリアの事業活動

[交流]

イベントエリアには、メディアアートやインスタレーション、映像や空間そのものを表現とする新しいアートに対応した展示ホールを設置します。展示ホールは、アート作品の展示だけでなく、市民や企業が様々なイベントや事業に多目的に利用できるホールとして、市民が集まり、交流するエンターテインメント性のある場を提供します。

展示利用のない時は、広く市民に貸し出しを行い、コンベンション会場やパーティー会場等として、多目的に活用できるようにします。

■展示ホールの活用事例

- ・展示活用
→展示室として使用。マルチメディアアート、インスタレーション
プロジェクトマッピング等の映像アートにも対応
- ・展覧会連携活用
→レセプションパーティー、映画、演劇、音楽コンサート、講演会 等
- ・イベント活用（市民、企業・団体に貸出し）
→コンベンション会場、パーティー会場、セミナー、会議、結婚式、等

[集い]

アートカフェ・レストランを展示ホールに併設します。誰もが気軽に立ち寄ることができ、アートに触れながら交流する機会を生み出し、市民が集う憩いの場となります。

ウ イベントエリアの施設構成

主要諸室

○展示ホール	≒700㎡	}	≒1150㎡ (参考)
○バックヤード			
○アートカフェ・レストラン・厨房	≒150㎡		

【交流】

【展示ホール】

700㎡程度の規模の展示ホールを整備します。ホールの形状や付帯設備、利用用途などにもよりますが、300～500名程度の利用が可能となります。天井高さは7.0m程度が望ましいと考えます。

様々な用途への活用を考慮し、平土間（通常時は舞台がなく、客席も固定ではない）とします。舞台の昇降設備や、備品類の収納スペースなどの付帯設備の仕様は今後詳細な検討を行います。

展示環境（照明、温湿度管理空調設備等）、及び音響設備を整備します。また、ホールを分割して利用できる仕様を検討します。

アートエリアの展示室と連携しやすい配置とし、施設全体を一体活用した展覧会等が実施できるよう配慮します。イベント時のホワイエとしてエントランスホールを活用できるよう動線に配慮し、面積の利用効率を考慮します。

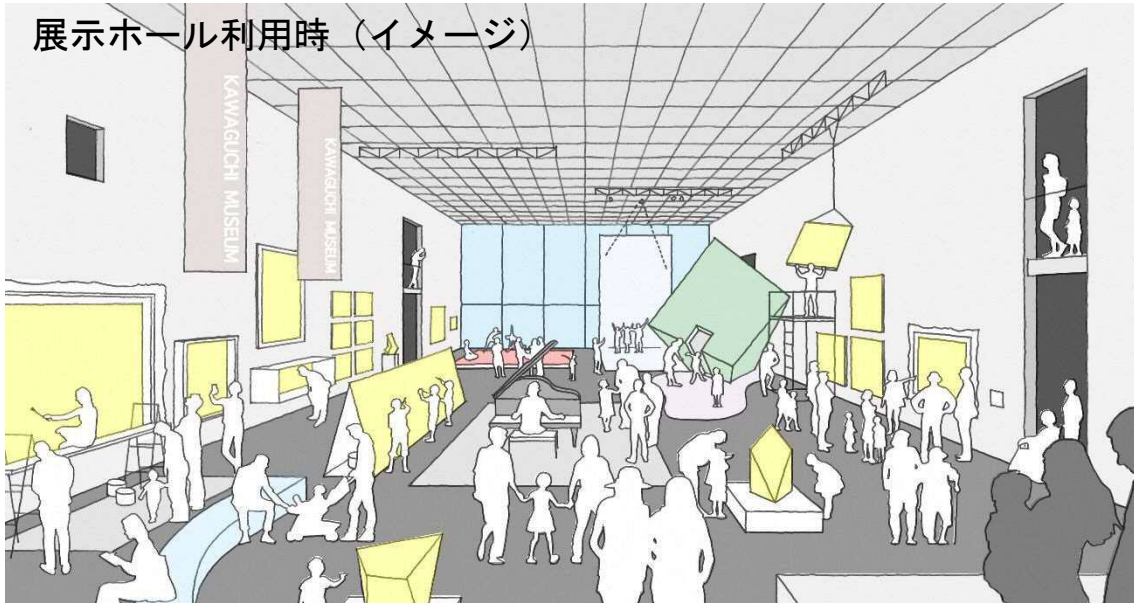
【集い】

【アートカフェ・レストラン】

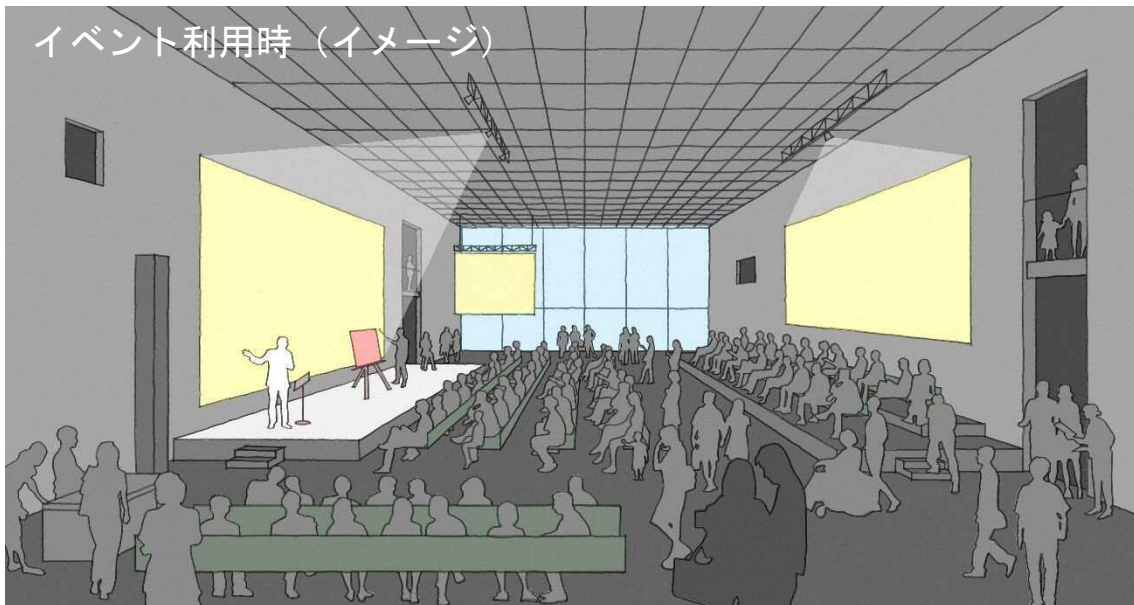
誰もが気軽に立ち寄ることができ、アートに触れながら交流する場として、150㎡程度のアートカフェ・レストランを整備します。来館者以外の利用も想定し、街並に向けて解放された配置とします。

また、展示ホールで飲食を伴う利用がある時はサーバ・ケータリングのスペースとして活用できるよう、展示ホールとの動線に配慮します。客席、厨房設備の詳細な規模、仕様に関しては今後検討していきます。

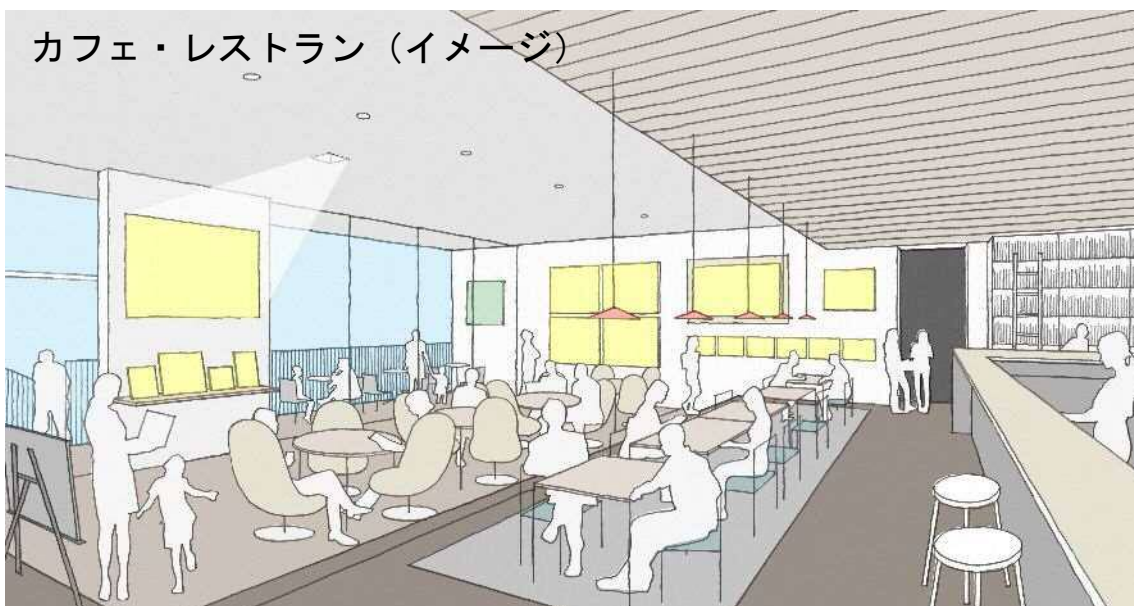
展示ホール利用時（イメージ）



イベント利用時（イメージ）



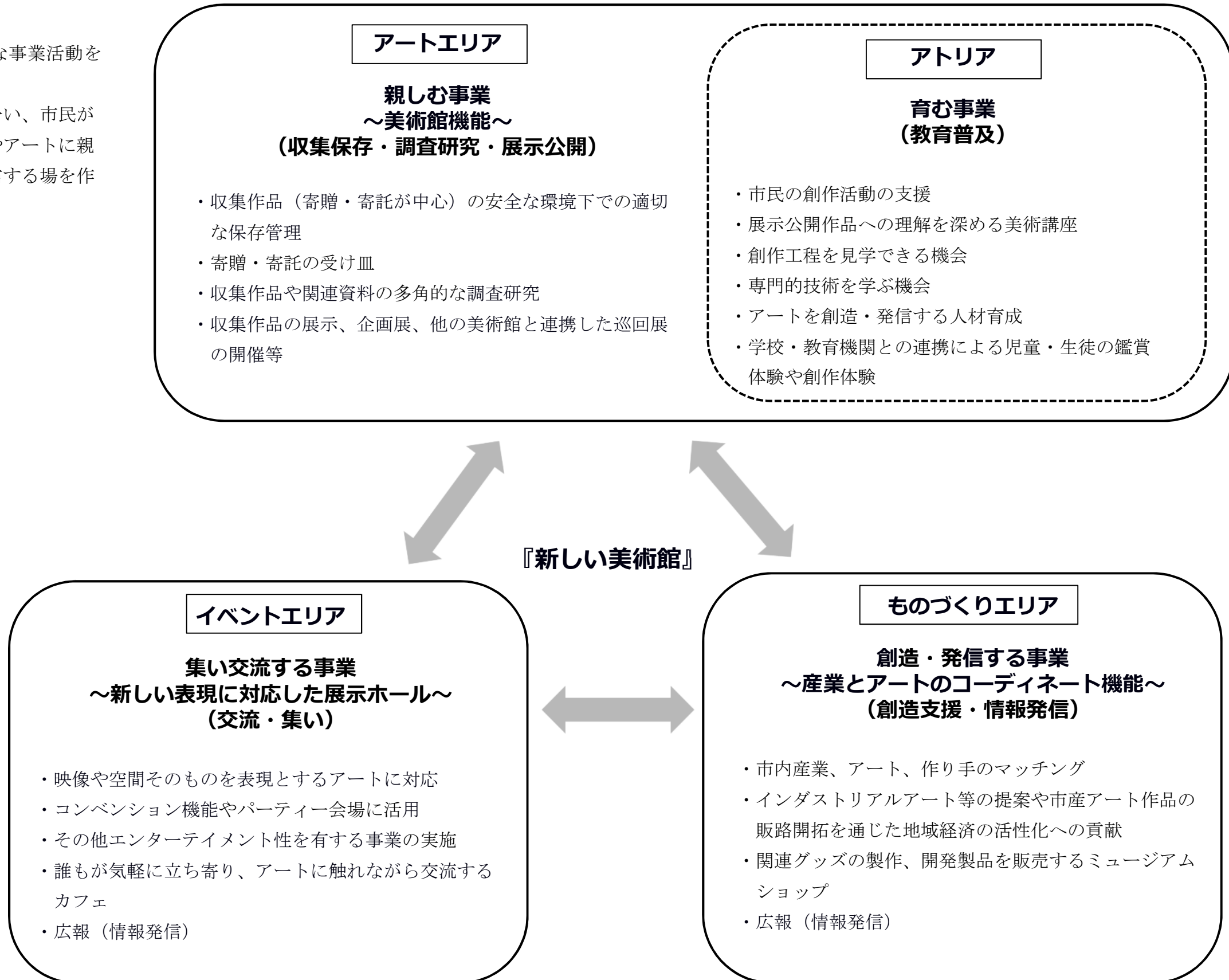
カフェ・レストラン（イメージ）



3.三つのエリア事業概念図

三つのエリアはそれぞれ特徴的な事業活動を行います。

各エリアの事業は互いに連携し合い、市民が集い、交流し、川口のものづくりやアートに親しみ、新たな創造を生み出し、発信する場を作り出します。



4.市内の文化施設、地域との連携

(1) 市内の文化施設との連携

市内の様々な施設と積極的な連携を行います。文化財施設、音楽施設、映像施設等、各施設の特徴を活かして連携することで、本施設を地域単位のアートイベントの拠点として活用し、地域のものづくり文化の再発見、文化価値向上につなげます。

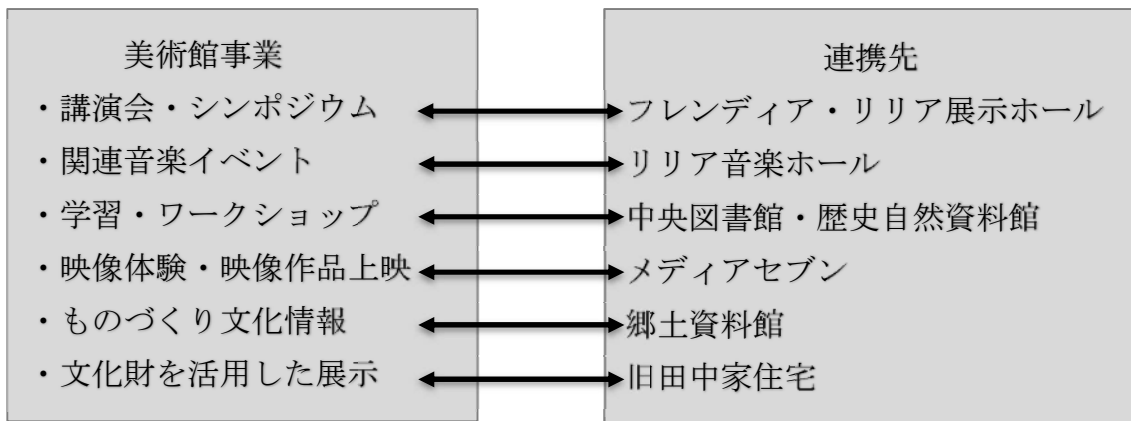
■人材交流

各施設のスタッフや学芸員が施設、組織を超えて積極的に交流し、ミーティング、ワークショップ、研修会などを行える環境を整え、スタッフのスキルアップにつなげます。

■機能連携～共通テーマイベント

他の施設の専門的機能と連携した共通テーマのアートイベント等を実施し、アートによる地域ネットワークの構築を試みます。

連携の例



■回遊性の確保

共通チケットの発行など、各施設をつなぐ回遊性のある事業の検討を行います。また、情報を一元化して発信し、統一イメージの広報活動を検討します。

(2) 市内の企業や団体・地域との連携

市内の企業や各種団体と連携・協力し、アートを活用して、地域経済の活性化につながる活動を行います。地域密着のアートイベント、コレクターや企業が所蔵するアート作品や製品を活用した展覧会等、多角的な連携を検討します。

(3) 市民との連携

利用者、運営スタッフ、外部有識者などの意見を幅広く取り入れるとともに、市民ニーズの把握に努め、時代に即した柔軟な施設運営を行います。

■一般市民

多くの市民が気軽に訪れることができるような展示やイベントの企画を行います。展示ホールは市民が様々な用途に活発に利用できるよう弾力的な事業展開を検討します。また、民間施設をアートイベント会場として活用するなど、アートによるまちづくりを進めます。

■ボランティア・友の会など賛助会員

市民が施設の活動に積極的に参加し、運営に高い関心を持てる制度作りを行います。定期的な意見交換会やセミナーの開催、施設使用料の優遇、イベントの優先チケット等の特典を検討します。さらに幅広いスポンサー獲得のための方策を検討します。

■美術愛好家

愛好家には積極的に情報提供を行い、繰り返し訪れやすいよう、企画のバリエーションや展示更新のサイクルなどを検討します。

■情報発信

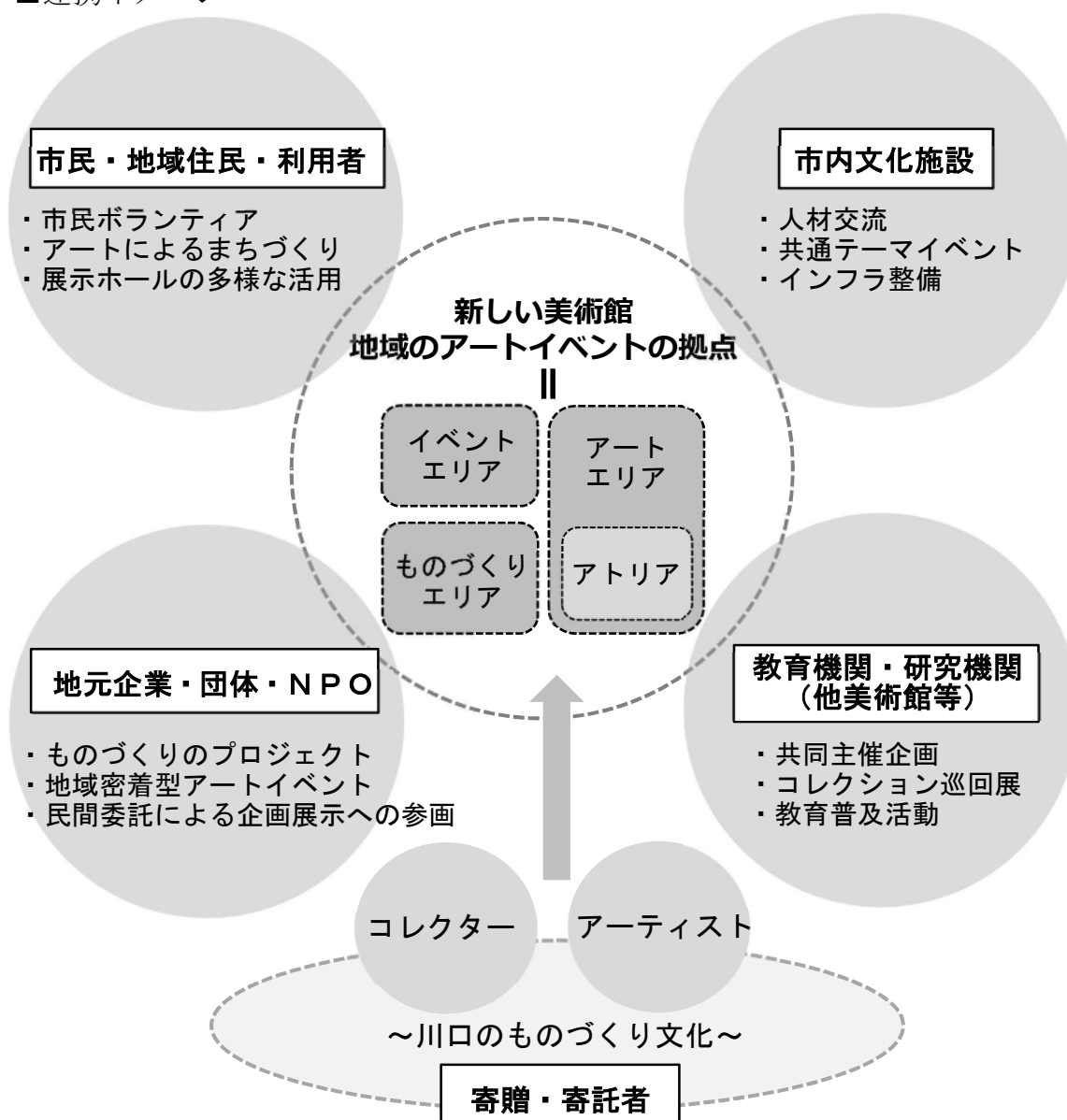
市内外に向けて積極的な情報発信を行うとともに、市民をはじめとする来館者が、SNS等で容易に情報発信できるよう、写真撮影可能なエリアを多く設けるなどの工夫をします。

(4) 市外の美術館や学校・教育機関との連携

市外の美術館・博物館と作品の相互貸し出しや、共同主催企画展・コレクション巡回展の実施、入場料割引制度等を検討し、広域的連携を図ります。

また、アトリアを中心に、小中高校など学校教育と連携し、本施設の本格的な環境での鑑賞プログラムや美術教育を実施します。大学生や社会人に対しては、地域の文化に根ざした学習プログラムを提供し、専門分野を超えて学生・研究者が交流・連携できる環境づくりを行います。

■連携イメージ



5. 広報活動

本施設の活動を中心に、市内のアート情報の発信を積極的に展開します。パンフレットやポスター、定期刊行物などの印刷媒体、ホームページ、メール、SNSなどの電子媒体の他、メディアへのパブリシティなどを通して、幅広い層に向けた広報を行います。

また、外国人向けに多言語で情報提供を行うなど、新たな観光拠点としての魅力を発信し、ブランドイメージの確立を目指します。

6. 開館時間・休館日

周辺施設の状況、曜日や季節、イベントや展示スケジュールなどを考慮し、開館時間を柔軟に設定できるように検討します。夜間利用を想定し、有料エリアと無料エリアの動線計画、管理区分を設定します。また、休館日における施設の一部解放も検討します。

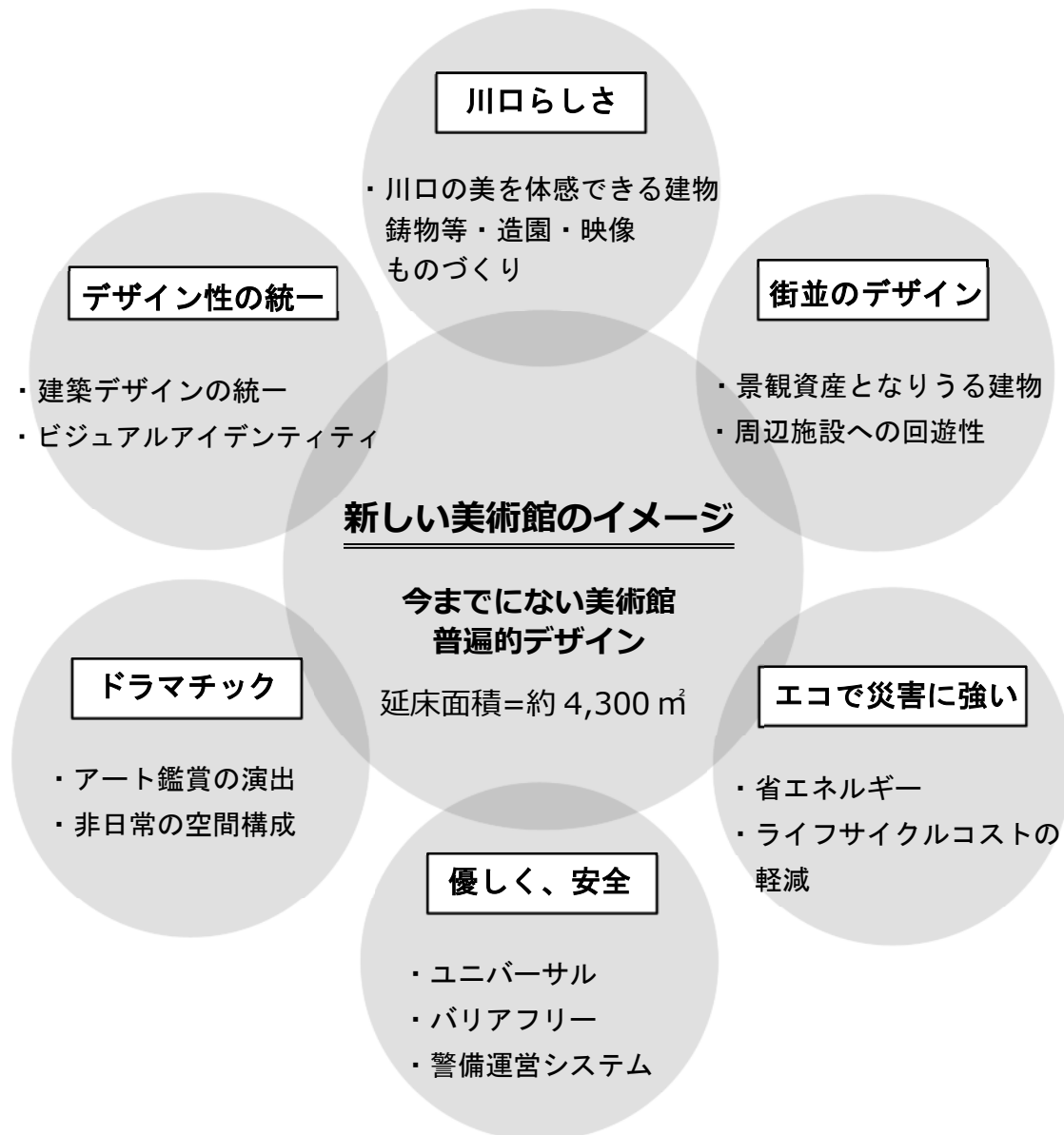
第2章 施設計画

1.施設全体の仕様・規模

(1) 施設全体のコンセプト

本施設では将来にわたって市民に愛され、未来の子供たちにも活用されるよう、普遍的なデザイン性を持った建物を検討します。下記6つのキーワードをイメージとします。施設規模は延床面積4,300㎡程度を想定します。

■施設全体のイメージ



川口らしい建物

川口らしさを体感できる場を目指し、ものづくり産業の技術や映像技術を活用した空間デザイン、街の賑わいにつながる演出、歴史ある造園技術を活かした緑溢れるクリーンな建物（盆栽、植木、屋上や壁面緑化等）を検討します。また、外部空間（庭や中庭）などにも自然の要素を取り入れる工夫を行います。

街並もデザインする建物

地域回遊性のある動線を計画します。関連施設（アトリア・旧田中家住宅等）への利便性を考慮します。街並に積極的に寄与する施設づくりを行います。周辺地域を含めた景観デザインやサイン整備を検討し、本市の景観資産の中心となる施設を目指します。

エコで災害に強い建物

省エネルギー性能が高く、環境への影響が少なく、災害に強い建物とします。環境負荷軽減、CO₂排出削減のための様々な工夫（輻射熱空調、太陽光発電、地中熱利用等クリーンエネルギー利用、高効率のLED照明等）の検討を行います。ライフサイクルコストの軽減化等を実現し、持続可能な施設を目指します。

訪れやすくだれにも優しい安全な建物

だれもが快適に利用できるバリアフリーに配慮したユニバーサルな施設づくりを目指します。音声案内、点字案内の他、海外からの来館者に対応した多言語案内等の設備を設けます。また、開放的なファサードとし、来館者が気軽に入れる工夫を行い、市民が自然に集い交流できる、人に優しい安全な建物を目指します。

ドラマチックな建物

作品をより深く鑑賞するために、建物全体のストーリー性を構築します。展示動線、展示デザイン、照明計画等を工夫し、品格あるドラマチックな空間構成（非日常）を演出します。

質の高いデザイン性の統一

外観から内部諸室（トイレや階段等）にいたるまでデザインの統一を図ります。さらに、シンボルマーク、サイン、色彩計画、各種パンフレット、WEBサイト、名刺等を建物と統一したデザインとしてビジュアルアイデンティティを構築します。美術館の活動イメージを視覚化し、デザインがメッセージとして伝わる工夫を行います。

(2) 施設全体の構成

延床面積は4,300㎡ (約1,300坪) 程度の規模を想定します。

今後、敷地等の諸条件をふまえ、基本設計を通じて全体規模の決定、各エリアの詳細な面積配分等を検討します。また、市内の既存の施設を活用し、美術館内の効率的な面積利用を検討します。

■市内の既存施設の利用例

展示室 →アートギャラリー・アトリア
旧田中家住宅
(洋館・和室・茶室や庭を利用したアートイベント等の可能性) 等

収蔵庫 →本市所有施設の改修 等

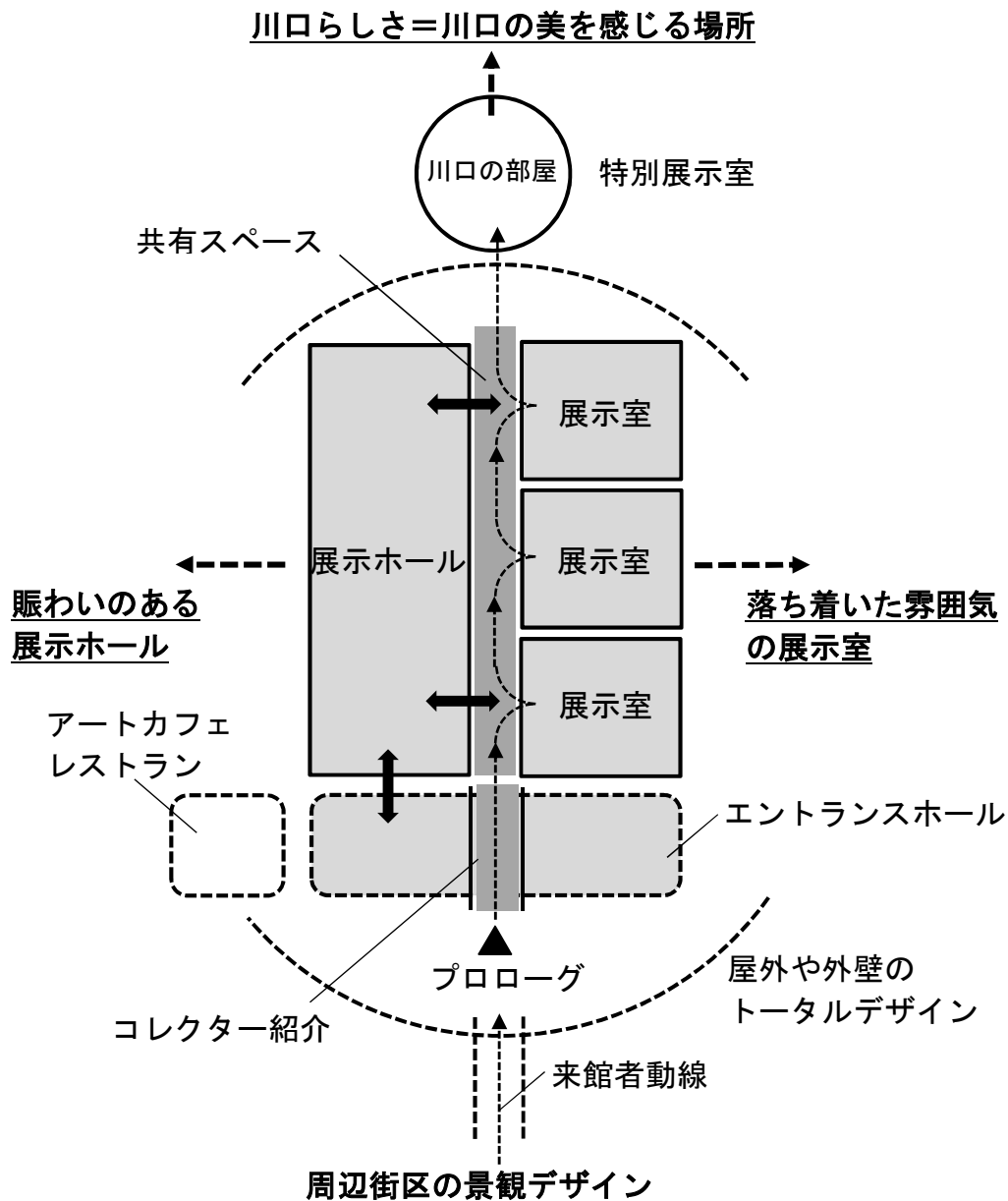
各エリアの想定規模

<u>アートエリア</u>	<u>約1,750㎡</u>	(展示室 約1,100㎡)
<u>ものづくりエリア</u>	<u>約200㎡</u>	
<u>イベントエリア</u>	<u>約1,150㎡</u>	(展示ホール 約700㎡)
<u>その他共用部</u>	<u>約1,200㎡</u>	
<u>合計</u>	<u>約4,300㎡</u>	

2. 展示動線シーケンス

来館者は周辺街区の景観デザイン、エントランス、プロローグを経て、展示室、展示ホール、そして川口の部屋へと至る統一したデザインの空間のシーケンスを体験します。それぞれの空間は特徴ある雰囲気を持ち、本市のアートを体感するドラマチックな構成を構築します。

■ 展示動線（イメージ）



4.必要諸室一覧

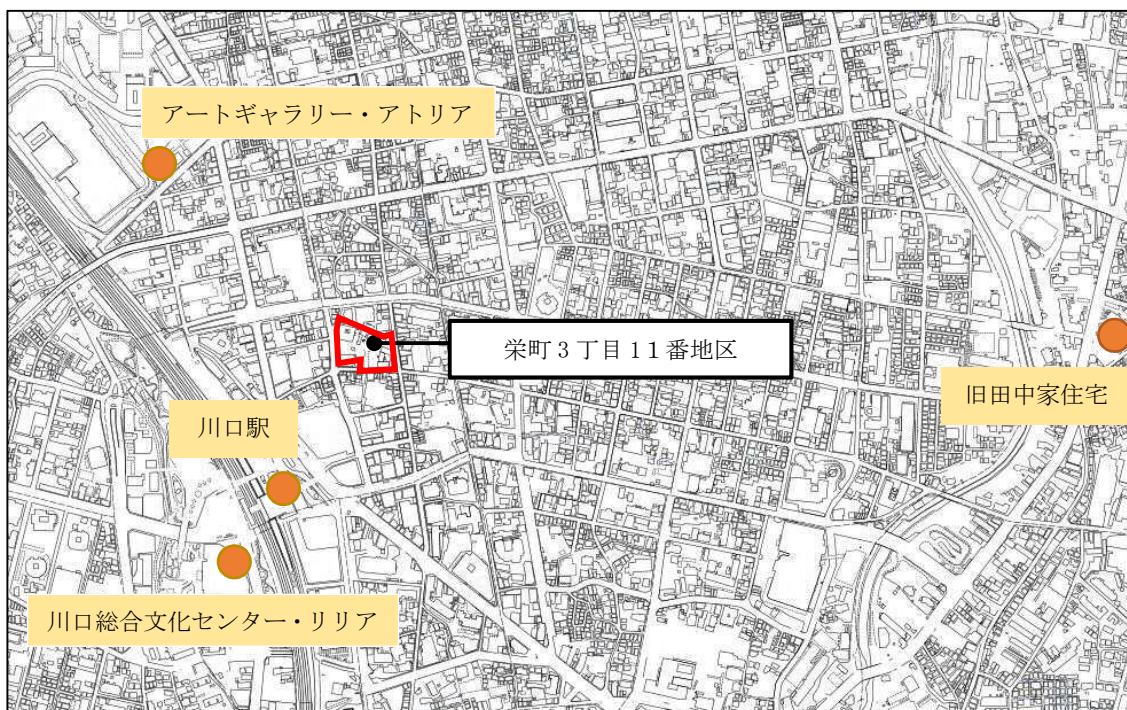
エリア	公開 非公開	無料 有料	活動	室名	用途	必要機能	規模 (参考)	
アート	非公開		収蔵 保存	トラックヤード	作品の搬出入	搬入用トラック（4tを基準）を収納。排気ガス処理の換気施設を設け、外気の流入に注意（シャッターの設置等）。虫菌害を防ぐため他の搬出入口（飲食物・ゴミ等）とは区画する。	約 500 m ²	
				荷解室	作品や資料の開梱・梱包を行う	トラックヤードからエレベーターに至る動線に配慮。十分な広さを確保。		
				収蔵庫前室	収蔵庫に搬入する資料の点検 温湿度調整室	収蔵庫と同レベルの恒温恒湿を保持する空調設備、消火設備、収蔵庫扉を設ける。 資料の撮影。		
				収蔵庫	収蔵資料・寄託資料の保管	洋画・日本画・借用資料等の収蔵。恒温恒湿を保持する空調設備、消火設備、収蔵棚を設ける。		
				調査 研究	物品庫	事務機能のための倉庫	集密書架を検討。	約 150 m ²
					職員控室		職員・監視員の休憩室・控室（更衣室）・給湯室。	
					事務・学芸員室	事務職員・学芸員の執務室	開放的なスペースとし、効率的な面積利用率を考慮。 館長の執務室も含む。	
					会議コーナー	職員のミーティングスペース	応接室の機能を備える。	
		公開	無料	展示 公開	プロローグ	川口の「美」の紹介	川口の歴史や風土、美術館の成り立ち、アーティスト、コレクターの紹介。 エントランス、ものづくりエリアとの動線に配慮。	約 1,100 m ²
			有料		展示室	所蔵資料と借用資料の展示公開 (800 m ² 程度)	様々な作品、展示スタイルに対応できるよう十分な天井高、床強度を確保。日本画資料には展示ケースを設ける。 温湿度管理空調設備、消火設備を設ける。	
非公開			展示準備室		展示準備の作業	展示のための什器、備品の保管。 展示室との動線に配慮。		
			アート図書館		美術専門書・情報誌の収集公開	書架・リファレンスコーナー・閲覧机。 ものづくりライブラリーとの動線に配慮。		
ものづくり	公開	無料	創造 支援	ショールーム	川口のものづくり紹介	プレゼンテーションルーム、マッチングカウンター、産業コーディネーター執務コーナー。 展示のプロローグとの動線に配慮。	約 200 m ²	
			情報 発信	ミュージアムショップ	ミュージアムショップ	オリジナルグッズ等の販売を行うミュージアムショップ。展示什器。 エントランスホールとの動線に配慮。		
				ものづくりライブラリー	情報収集・発信のライブラリー	リファレンスコーナー。 アート図書館との動線に配慮。		
イベント	公開	有料 無料	交流	展示ホール	多目的利用可能なホール (700 m ² 程度)	温湿度管理空調設備、消火設備、音響設備等コンベンション機能を備える。分割利用可能。平土間（天井高7m以上）。 展示室、エントランスホール、アートカフェ・レストランとの動線に配慮。	約 1,000 m ²	
				バックヤード	展示ホールの倉庫・控室	椅子、テーブル等展示ホール備品を収納。関係者控室。		
	非公開		集い	厨房	アートカフェ・レストランの厨房	展示ホール使用時のケータリングのサービス機能。	約 150 m ²	
				アートカフェ レストラン		アート作品、ものづくり作品の展示。周囲の眺望を考慮し配置を検討。 外部からの動線に配慮。		
共用	公開	無料		エントランスホール		館内案内・発券カウンター・ロビー・ロッカー等を設ける。 開放的に作り来訪者の動線を促す。	約 200 m ²	
				トイレ・授乳室 救護室		多機能トイレ（車いす対応）を含む。	約 1,000 m ²	
	公開 非公開			廊下・エレベーター 機械室		搬出入用エレベーター。 バリアフリーに対応。		
必要床面積							約 4,300 m ²	

第3章 建設用地・施設形態

1.建設用地の検討

旧栄町公民館跡地を含む川口市栄町3丁目11番地区の再開発事業により美術館建設を目指します

建設用地については、川口駅周辺の市所有地を活用する方針を中心に、①整備の実現性とスケジュールリスク、②審議会からの答申に盛り込まれている機能の充足、③商店街など中心市街地への貢献、④整備に係る財政負担の4項目を検討項目として建設地の検討を重ねた結果、美術館を建設することによって施設が人の流れを生み、地域への集客性が見込まれ、美術館を訪れた多くの人々と地域の人々との交流することで新たなコミュニティの醸成と中心市街地の活性化が期待できる旧栄町公民館跡地を含む川口市栄町3丁目11番地区の再開発事業により美術館建設を目指すことといたしました。



2.施設形態の検討

施設形態としては、再開発施設と分離し、美術館を一棟で建設する単体施設の場合と、建物本体と再開発施設の一部を共有する場合、複合施設として一棟で建設する場合等が考えられます。

建設費や工事期間、建物や外構のイメージを統一のデザイン等、それぞれのメリット・デメリットを考慮し、施設形態の検討を進めます。

周辺環境

本施設と中心市街地である周辺環境との繋がりを重視します。周辺の街並みが、美術施設と調和したアーバンデザインへの展開を可能とすることが望ましいと考えます。周辺の環境を活かし、本施設が地域に根ざすことが大切です。また、建設工事が容易に行え、建物のインフラが整備しやすい事も重要です。

スケジュール

再開発事業となることから、着工までに権利者の合意形成等の期間を要する必要があります。地域の方々、権利者の方々、そして美術館を利用する方々の合意形成を大切にしながらも、できる限りコンパクトなスケジュールの組み立てを検討します。

将来性

長く市民に親しまれ、利用され続けていくためには、長期的な運営が持続可能で、周辺の環境とともに発展していく用地が望ましいと考えます。建設後の建物の管理、ランニングコスト低減や維持保全工事等の合理的な計画を考慮します。また、美術館が積極的に耐震等、防災安全対策に関して、長期的に周辺環境に寄与できることを考慮します。

第4章 管理運営

1. 管理運営体制

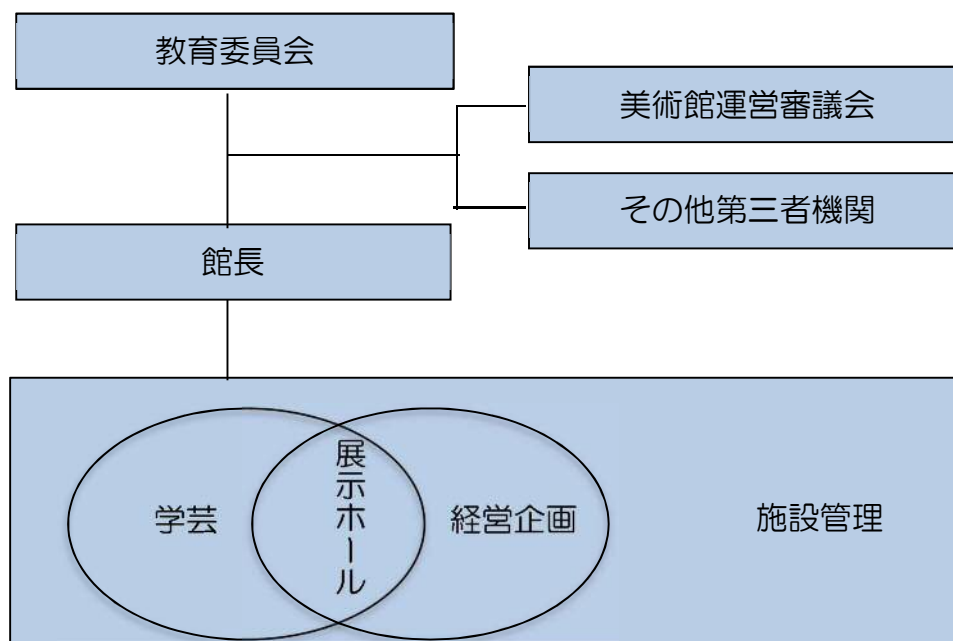
学芸部門の他に、経済効果を生み出す取り組みを行う経営企画部門の設置が望まれます。

経営企画部門では、展示ホールの活用やものづくりのプロジェクト等を経営的な視点を含めて管理運営、情報発信を行います。

学芸部門では、収集、保存、調査研究活動等を行います。展示企画に関しては、学芸部門と経営企画部門がバランスをとりながら、アートエリア、イベントエリアを連携して多角的かつ斬新な視点で事業を展開していきます。

また、美術館の運営等について調査・審議するために、附属機関として美術館運営審議会を教育委員会のもとに設置します。さらに、寄贈寄託作品の選考や事業評価を行う第三者機関等を設置します。

■管理運営体制イメージ



2.各部門の役割・人材

想定される各部門のスタッフの役割、求められる人材等については、下記のとおりです。

【館長】

各部門の業務をとりまとめ、館の運営を統括する役割を担います。他の市営施設との連携や民間との協力を含め、館の運営を多角的に行います。専門知識と民間の経営センスを持ち、マーケティングや広報の能力を備えた人材を抜擢します。

【学芸部門】

■ 調査・研究・ライブラリー／収集・保管

寄贈寄託作品を中心とした収集・保管、作品や作家、寄贈者、時代背景などに関する調査・研究を行い、成果を展示企画や運営に反映させます。スタッフには、川口に根ざした幅広いアートの専門知識と企画力、コミュニケーション能力が求められます。

■ 教育普及・ワークショップ

アトリアを中心に、教育普及、ワークショップ等の事業を行います。市民と美術館をつなぐコーディネーターの役割を担い、教育機関、ボランティア、地元アーティスト等と連携し、地域にアートの魅力を広げる活動を行います。実践的な行動力を備えた人材が必要です。

【経営企画部門】

■ 産業とアートのコーディネート

(ものづくりプロジェクト・産業コーディネーター・ミュージアムグッズ)
地元アーティストやものづくりの匠の研究とデータベース化、企業や団体、市民とのマッチングを通し、新たなものづくりビジネスにつなげる役割を担います。マーケティングに長け、コーディネーターとしてクリエイティブな支援を行える人材が必要です。

■ 展示ホール、アートカフェ・レストラン

事業目標をもって展示ホールの経営戦略を企画します。市民への施設貸し出しや、主催イベント、展覧会等の企画を通じて、経済効果のある収益事業を行います。来館者や多くの市民が利用できるアートカフェ・レストランの管理も行います。経営力のある人材が求められます。

■ 情報発信

様々な媒体を通じた戦略的な広報活動や、ホームページの制作運用等、積極的なPR業務を行います。美術館に関する情報だけでなく、市内のアート活動を含めた情報を発信します。

【管理部門】

受付、発券、監視等、来館者対応業務の他、施設の維持管理や貸出等の業務を行います。利用者の利便性向上と、長期的視点からの安定的で適切な施設の維持管理体制を確保します。

3.検討項目

管理運営に関する主な検討項目は以下の通りです。

運営コストの削減

- ・民間活力の導入等を検討し、施設のクオリティを下げずに運営コストの削減を検討します。
- ・高効率の設備機器を選定し、光熱水費の削減に努めます。
- ・有料イベントの開催や展示ホールの貸出等、収益イベントの開催を検討します。
- ・所有資産を活用した稼ぐ文化を実践します。

美術館の信頼性の確立

- ・寄贈・寄託先として信頼される美術館となるため、本市及び市民の貴重な財産である所蔵作品を適切な管理のもと、将来にわたり長期的に保管できるよう、安定的で持続的な運営を検討します。

研究・学芸部門の持続性確保

- ・学芸部門が持続的な研究を行うことができ、貴重な資料が蓄積できる環境作りを検討します。
- ・専門性の高い優秀な学芸員の獲得と、育成のための環境（処遇やネットワーク）を整えます。

他の市営施設・学校との連携

- ・他の市営施設や、市内学校と連携を図ります。
- ・アートイベントの創出等、本施設を中心とした地域包括的な事業展開を検討します。

地元アーティスト等と企業・団体との連携

- ・市内企業や団体のネットワークを活用し、地元アーティスト等とのマッチング等により、市内経済の活性化につながる取り組みを行います。

川口市美術館建設基本計画(案)に対するパブリック・コメントの結果について

◆意見募集期間：令和3年3月1日(月)～3月31日(水) ◆意見提出方法：窓口持参、郵送、FAX、電子メール

◆意見提出者数：38者 ◆意見件数：112件

No.	意見の概要	市の考え方
1-1	美術館建設には賛成だが、新たな建物を建設するのは反対である。そごう川口店閉店後の再開発利用により新たな建設をせず新規オープンに繋げてはどうか。	そごう川口店を美術館として利用する案につきましては、本市が一切の権利を有しないことから、新たに購入する必要があること、天井高が低いため床を抜く必要があること、建築設備が設置後30年近く経過しているため、入れ替えが必要なことなどにより、コストが高額になることから、利用は難しい状況でございます。
1-2	美術館と併設し、キュポラ(鋳物)博物館を併設する。鋳物でつくられるベゴマで遊べるコーナーとか、鋳物の歴史を展示する。川口物産品の紹介コーナーも併設し、川口物産品のアンテナショップも開設する。	ものづくりエリアの基本コンセプトにある、産業とアートのマッチングの中で検討してまいりたいと存じます。
2	この計画に反対である。上野に行けば世界中から有名な美術など見ることができ、川口は電車に乗れば上野は近い。美術館を作ると職員が必要になり税金(お金)がかかるし、いつも同じ展示物だと飽きて二度と行かなくなる。川口は安行の植木が有名なので、夏は沢山の植木の木陰がある広い公園を作って子供たちが走り回れる場所が必要だと思う。	美術館の展示は寄贈寄託作品を中心とし、市内・県内の作家や本市所縁の作品を広く市内外に発信することとしております。 【P1・4 寄贈寄託作品の展示の説明に補足追記します】 市民共有の財産である寄贈作品には、価値の高い作品も数多くあり、寄贈者がどのような生業で財をなし、いつの時代に作品を収集したのか、当時の川口はどのような状況であったのかなども併せて展示解説することで、本市の歴史や文化への理解が深まるような、地域性を重視した特色ある美術館とすることを検討いたします。 しかしながら、建設コスト・運営コストは削減しなければならない課題であると認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、様々な方法を検討してまいります。 また、三つのエリア構成の特長を活かし、多くの人に何度でもご来館いただける施設を目指してまいります。
3	川口市民として、「社会を支える基盤」として美術館を建設するということは求めている。むしろ乳幼児を持つ親として、貧弱な託児施設等に投資していただくことを強く求める。また、不祥事続きの小中学校等について第三者組織による監査などの投資を頂きたい。美術館は求めない。今後の社会を築く子供への投資が望まれる。	子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館建設を目指してまいりたいと存じます。また、乳幼児をお連れの方々にも安心してご来館いただけるような施設を目指してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
4	公園は非常時の対応に必要なだと思し、高層マンションとの複合施設が建設されると、日照権の侵害、圧迫感、工事騒音、電波障害などが考えられるため断固反対。美術館に反対はない。美術館に適しているのは西口公園の一画だと思つので、今一度再考願いたい。高層マンションを建てるなら古いマンションを壊した所に、公民館の跡地には低層階で美術館建設をお願いしたい。	現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指してまいります。
5	私が望むのは、こういった凡百の美術館っぽいものではなく、例えば、フィンランドヘルシンキの中央図書館のような施設。ものづくりを強調するのであれば、もう少し、物を創る、造る、作る人たちが自由に使える場を作って欲しい。はっきりいって市で所蔵している美術品は、叩き売ってしまえばいいと思う。そうすれば、管理も必要なく、新たな気持ちで、新しいチャレンジができる。	ものづくりについては、基本計画(案)に記載のものづくりエリアでの創造支援として、ご指摘の内容を満たせるものと考えております。また、若手アーティストの作品の販路拡大サポートなどについても検討することとしております。ご指摘の美術品の売却については、所蔵する美術品の大部分が寄贈作品であることから、売却は考えておりません。
6-1	①当市は、上野などの美術館・博物館のある都内に至近なこと。②再開発計画により軽減されるとはいえ、馬鹿にならない建設費用がかかること。③採算が取れないほどの維持費が継続して長年にわたってかかること。④再開発の活用というが、公用地をいたずらに民間に下げおろしてしまうという愚挙を犯すこと。⑤画家故塗師祥一郎氏の寄贈された絵画を収蔵したいとの市長の想いがそもそもの話であるが、結果的に市長の一存による構想でしかなく、市民がそれを望んでいるか甚だ疑問であること。以上により、新美術館の必要性はない。	市民が自己実現を目指せる環境づくりと文化芸術活動の促進とともに、質の高い文化芸術を発信し、振興するためにも、教育施設としての美術館が必要と考えております。美術館の展示は寄贈寄託作品を中心とし、市内・県内の作家や本市所縁の作品を広く市内外に発信することとしております。 【P1・4 寄贈寄託作品の展示の説明に補足追記します】 しかしながら、建設コスト・運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、様々な方法を検討してまいります。なお、公用地は民間に下げおろすのではなく、再開発事業で整備される建築物の美術館床(約4,300㎡)として、取得を計画しております。また、本市にご寄贈いただいた作品には、塗師祥一郎氏の他にも、横山大観や鏑木清方等著名な芸術家の作品があり、多くの方からこれらに匹敵するような作品のご寄贈の要望をいただいているところでございます。
6-2	当パブコメ募集の時点においても新美術館建設は市として「目指す」としている段階であり、計画の段階ですらないはず。然しながらこれよりはるか以前、近隣マンションに対して合計3回にわたる再開発に向けた説明・説得が行われている。これは、公用地における計画以前での民間業者による拙速な営業活動であり、違法性があると想起されることを禁じえない。	民間事業者による営業活動につきましては、事業者が区内住民に対して提案した、民間活動と捉えております。

No.	意見の概要	市の考え方
6-3	<p>建設計画が決定される前の周辺対策について市再開発係から「街づくり出前講座」にて説明を受けた。本件に係る周辺対策、特に生活圏への影響が否定できない近隣住民への説明や相談・意見聴取などの合意形成はどのように行われるのか？本気で周辺対策をするのか？おざなり杜撰な対応(例えば、町会での会合に赴き懇話を数十分行うだけなど)しかしないことが考えられるが、それで納得することはできない。</p>	<p>まちづくり出前講座は、近隣住民の申出により市街地再開発事業の仕組みについて説明を行ったものであり、当該地区での再開発事業の説明を行ったものではございません。</p> <p>現在、当該地区での再開発事業により美術館建設を目指すこととしております。</p> <p>再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指すとともに、市民の皆様には、事業の段階ごとに説明会を行うなど、事業内容の周知や理解に努めてまいります。</p>
7-1	<p>○アートエリアの事業活動について(P3)</p> <p>寄贈・寄託作品が中心の美術館となれば、コレクションポリシーについては早い段階で決定し、公表した方が良いと思う。開館準備前に貴重な作品が散逸されることが無くなると思う。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
7-2	<p>○市民との連携について(P21)</p> <p>施設内・展示作品については可能な限り「写真撮影可」として欲しい(寄贈作品については是非)。美術館の面白さは文章だけでは伝わりづらく、写真が加わる事でアピールする事ができると思う。最近の展覧会は観覧者の発信(SNS等)で話題になる事がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、観覧者の発信力はとても重要です。運営方針等を決定する際に展示品の性質を踏まえた上で、可能な限り写真撮影可としたいと考えております。</p>
7-3	<p>○必要諸室一覧について(P30)</p> <p>バリアフリーに配慮した施設を目指しているが、駐車場は設置しないのか。建設予定地周辺は車いすでの移動が難しい場所だと思うので、必要かと思う。</p>	<p>再開発事業計画の中で、バリアフリー駐車場の設置について検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
8	川口は東京に近く、電車で30分足らずでいくらでも美術鑑賞が出来るにも拘わらず、市長や一部の利害関係者のために多額な税金を使って、後々の市の財政を圧迫する建物を作る必要があるのか？後世に負の遺産を残すようなことはやめてほしい。高層建築物により日照権が奪われ、眺望も悪くなり、マンションの資産価値が大幅に下がる。日陰により光熱費も上がり、電波障害を受ける可能性もある。近隣住民の平穏生活権を奪い不幸にするような都市再開発は断固反対。本当に住み良い町川口の実現に向けて邁進してほしい。	市民が自己実現を目指せる環境づくりと文化芸術活動の促進とともに、質の高い文化芸術を発信し、振興するためにも、教育施設としての美術館が必要と考えております。美術館の展示は寄贈寄託作品を中心とし、市内・県内の作家や本市所縁の作品を広く市内外に発信することとしております。 【P1・4 寄贈寄託作品の展示の説明に補足追記します】 しかしながら、建設コスト・運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、様々な方法を検討してまいります。 また現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。 再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指すとともに、市民の皆様には、事業の段階ごとに説明会を行うなど、事業内容の周知や理解に努めてまいります。
9	都内有名公立美術館の展示はアカデミックで敷居が高いが、私立美術館は映像や音楽などを使った展示などがあって面白い。よく研究して楽しい美術館にしてほしい。	いただいたご意見を参考に、魅力ある施設を目指してまいります。
10	美術館ができるまで、栄町公民館のあった場所を使わないのはもったいない。アート展示でなくてもいいので、「川口に美術館ができるのだ」ということを感じさせる何かをしてほしい。	いただいたご意見を参考に、今後検討してまいります。
11	「寄贈作品を中心に展示」とあるが、市が持っている美術品で大泉家コレクションで展示したもの以外にもあるなら、美術館ができるまでの間、定期的にアトリアなどで見せてほしい。	川口市寄贈作品展として、毎年アトリアにて公開してまいります。
12	美術館建設は大賛成だが、あまり川口らしさを追い求めることで、お洒落じゃない美術館にしてほしくない。お洒落で、洗練された美術館で、カフェやレストランなど、日常から離れられる演出をしたものにしてほしい。	いただいたご意見を参考に、魅力ある施設を目指してまいります。
13-1	建設地として、公共交通機関の利便性がよく、堤防が決壊しても水浸しにならない地域を選定すること。	候補地については、複数の検討項目を比較し、選定したところがございますことから、基本計画(案)のとおりとさせていただきます。当該地において、ご指摘の内容を踏まえ、建物の構造などを検討してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
13-2	建物は自然環境に配慮し、自然光で鑑賞できるような採光を取り入れる。箱物的建物を辞め、大断面の木造建築で作し、屋根・樋にはステンレス材を使用し、鉄骨、鉄筋コンクリートの使用、化学的物質のある建築材の使用を極力さけること。また、維持管理をおさえた設計、電気・ガス・水道・排水・空調・間仕切りなど、メンテナンスしやすい設計をする。	いただいたご意見を参考に、今後検討するとともに、維持管理費を抑え、メンテナンス性に配慮した施設を目指してまいります。
13-3	市民の美術活動を支援する教室を併用する。 川口市自治基本条例を遵守してほしい。美術館をつくることを切に希望する。	ご意見をいただいた教室につきましては、市内の文化施設、地域との連携の中で検討してまいります。 基本計画策定後、広く周知を図るとともに、ご要望に応じ説明会を行うなど、市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいりたいと存じます。
14-1	奥ノ木市長は、「中核市なのに美術館や博物館がない」と言及されているが、なぜ中核市に美術館が必要なのか、根拠が不明。また、栄町公民館での建設方針がうたわれているが、先日の特別委員会での報告は一体何だったのか、実に不可解。	市民が自己実現を目指せる環境づくりのためにも、文化芸術活動を促進するとともに、質の高い文化芸術を発信し、振興するためにも教育施設としての美術館が必要と考えております。特別委員会におきましては、建設候補地について報告したものであります。
14-2	採算がとれるか不明な美術館建設に多額の公金を支出することに反対。軽い気持ちで建設を推し進めるのはいかがなものか。住民投票で堂々と問うべき。	建設コスト・運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、様々な方法を検討してまいります。
15	大変喜ばしく、是非成功させて欲しい。 ・犬を同伴できるスペースを作って欲しい(目玉に成り、関東圏から人を呼び込める)。 ・カフェ(テラス付き)・・・菓子をセンス良く出して欲しい。 ・レストラン(テラス付き)・・・東京の美術館を参考にしてほしい(川口ならではの和食レストランも良いかもしれない)。 ・鋳物一辺倒に成らぬようにして欲しい。 ・芸術家を育む機能を持たせて欲しい。	いただいたご意見を参考に、魅力ある施設を目指してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
16-1	独立採算の取れない美術館の建設は反対。どうせ作るのであれば、ジブリ美術館や藤子・F・不二雄ミュージアムのように他県市外からも人を呼べるようなコンテンツにすべき。	美術館の展示は寄贈寄託作品を中心とし、市内・県内の作家や本市所縁の作品を広く市内外に発信することとしております。 市民共有の財産である寄贈作品には、価値の高い作品も数多くあり、寄贈者がどのような生業で財をなし、いつの時代に作品を収集したのか、当時の川口はどのような状況であったのかなども併せて展示解説することで、本市の歴史や文化への理解が深まるような、地域性を重視した特色ある美術館とすることを検討いたします。 しかしながら、建設コスト・運営コストは削減しなければならない課題であると認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、様々な方法を検討してまいります。 また、三つのエリア構成の特長を活かし、多くの人に何度でもご来館いただける施設を目指してまいります。
16-2	川口の美の展示、市民の憩いの場、としての役割であるならばアトリアで充分。	ご指摘のアトリアは、サッポロビール様からギャラリーとして寄贈された施設でございますが、収蔵庫がないことや建物の構造などから、法的には美術館としての要件を満たしておりません。 基本計画(案)では、美術館とアトリアの事業の分担を明確化しつつ、相互に連携できるよう、位置づけております。
16-3	アフターコロナ、ウィズコロナを見据えた構想になっていない、単に人が集まる場所を作るのではなく、新しい仕組みが必要。	いただいたご意見を参考に、今後検討してまいります。
16-4	公園を削減するような案には反対。周囲に公園が不足しており、公園こそがまさに重要な市民の憩いの場。公園を発展させた屋外展示だけの施設だけで良い。	現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。 当該地区内にあるサン・ショッピングパーク(コミュニティプラザ)は、市民のコミュニケーションの場、憩いの場であるとともに、地震発生時の一とき避難広場となっていることを踏まえ、適切な公共施設の配置を検討してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
16-5	<p>栄町公民館があった場所に同程度の建物ができるのであれば問題ないが、高層ビルが建設されることには反対。住環境への影響もあり、公園や商店街に与える圧迫感を考えると憩いの場に相応しくない。</p>	<p>再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指してまいります。</p>
17	<p>駅前の美術館として「そごう」跡の方が最適。商業地(川口銀座)に美術館を設置するのは、導線的にもコンセプト的にも間違っていると思う。文化総合的なミュージアムであればあるほど、商業地に設置するのはどうかと思う。市の所有する土地だから川口銀座が良いというのは安易な考えで、周辺にはマンションもあり、行政が一等地の高層ビル建設に手を貸し、日照不足を生むような都市環境をつくるのもおかしい。西口にリアがあるし、もう少し西口に文化ゾーンの発想があっても良いと思う。</p>	<p>そごう川口店を美術館として利用する案につきましては、本市が一切の権利を有しないことから、新たに購入する必要があること、天井高が低いため床を抜く必要があること、建築設備が設置後30年近く経過しているため、入れ替えが必要なことなどにより、コストが高額になることから、利用は難しい状況でございます。</p> <p>また、当該地での美術館建設は、中心市街地活性化に資するものと考えております。</p>
18-1	<p>美術館の維持費がかかる割に採算が合わないことが懸念され、市民が美術館建設を本当に求めているのか不明確。絵の展示(故塗師氏)や収蔵が目的なら、新美術館を建設する必要は無い。民間業者が拙速な提案活動を遥か以前からしているのもおかしいし、近隣住民への説明も不十分。市議会にかけない市長案件ではなく、民主的な市政運営を望む。</p>	<p>市民が自己実現を目指せる環境づくりと文化芸術活動の促進とともに、質の高い文化芸術を発信し、振興するためにも、教育施設としての美術館が必要と考えております。美術館の展示は寄贈寄託作品を中心とし、市内・県内の作家や本市所縁の作品を広く市内外に発信することとしております。</p> <p>【P1・4 寄贈寄託作品の展示の説明に補足追記します】</p> <p>しかしながら、建設コスト・運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、様々な方法を検討してまいります。</p> <p>本市にご寄贈いただいた作品には、塗師祥一郎氏の他にも、横山大観や鏑木清方等著名な芸術家の作品があり、多くの方からこれらに匹敵するような作品のご寄贈の要望をいただいているところでございます。</p> <p>また、民間事業者による提案活動につきましては、事業者が地区内住民に対して提案した、民間活動と捉えております。</p> <p>なお、市議会についてでございますが、美術館建設については、予算執行等に対する市議会の同意が必要でございますことから、民主的な手続きを経て実現するものと考えてございます。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
18-2	市民の財産である公用地売却はすべきでない。弱いものに光を当て、肢体不自由校や低所得者住宅建設など公有地として有効利用してほしい。間違っても美術館の空中権を売却し、民間分譲マンションにして民間に金儲けさせてはいけない。	公用地は売却するのではなく、再開発事業で整備される建築物の美術館床(約4,300㎡)として、取得を計画しております。再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指してまいります。
19	「喫緊の課題への対応」とは何を指しているのか？文化技術を享受できる環境づくりの前に、優先順位の高い問題があるのでは？人口増加で京浜東北線に遅延が起きればすぐに入場制限が起きる状況。認可保育園の数が不足、現状共働き世帯では入園が絶望的。建築予定地の西方道路は送迎の車で大量の路上駐車。近隣の区画にはパチンコ屋が複数あるなど、生活する中で改善してほしい所はたくさんある。果たして新築のマンションにセットで、美術館を建築することが望ましいのか疑問。市民の暮らしを考えるのであれば、今一度何が優先されるべきか検討いただきたい。	ご指摘いただいた問題とともに市民が自己実現を目指せる環境づくりのためにも、文化芸術活動を促進するとともに、質の高い文化芸術を発信し、振興するためにも美術館が必要だと考えております。
20-1	栄町3丁目11番地区近辺には居酒屋やパチンコ店が多く隣接しており美術館建設には合わない。複合して高層マンションを建設することは、公園を壊され、日照を奪われ、景観が損なわれる為反対。地権者の利益に対し、害を受ける近隣住民が多く生まれ、コミュニティの破壊にも繋がる。	現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指すとともに、市民の皆様には、事業の段階ごとに説明会を行うなど、事業内容の周知や理解に努めてまいります。
20-2	現在コロナ禍において多くの店舗や、市民が経済的に苦しむ中、美術館建設をどう進めるかは最重要項目なのか？すでに美術館を含むリリア、彫刻展示の西口公園、アート展示スペースのアトリアなどが作られているが、いずれも活用されているようには見えない。秘密裏に進めるのではなく、市民の意見を聞いた上で慎重に進めるべき案件だと思う。	美術館建設につきましては、平成30年度より、知識経験者や美術関係者、公募市民等で組織される川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会を設置し、11回の審議を経て、基本計画の答申をいただいたものでございます。審議会は毎回傍聴者を募集し、また、全会議の議事録を公開しております。さらに、市民の代表である議員の皆様からも美術館に対する多くのご質問、ご意見をいただいているところから、今後も慎重に進めてまいりたいと存じます。
20-3	湘南新宿ライン等の新ホーム設置も不可能となり、駅前のそごう川口店も閉店した。公約の為の美術館建設より、今の川口の為に必要なことがあるのではないかと高層マンション複合型の美術館建設に断固反対する。	市民の皆様への知的欲求や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいりたいと存じます。

No.	意見の概要	市の考え方
21-1	川口はベッドタウンとして、子供が安全に暮らせる町としての部分で「本当に住みやすい街」に選ばれたと思っている。その生活域に高層マンションを兼ねた美術館が今必要なのか？アトリアは、現在十分活用され賑わっているのか？美術館を必要だと感じている人はほぼいないと思う。	市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいりたいと存じます。
21-2	美術館を建設する前に、駅前にドカンと空いてしまったそごう川口店跡地に関し、市民が喜ぶ活用法を提案すべき。川口の発展を目的とした美術館建設ならば、川口の顔である駅前が先なのでは？	そごう川口店については、本市は一切の権利を有しないことから、関係機関等を通じて所有者様等への働きかけを検討してまいります。
21-3	どうしても美術品を展示したいのであれば、アトリアをリニューアルして、美術館及び、市民のアートの展示場所として活用してはどうか？駅近だし、商店街のど真ん中に作るよりよほど現実的なように思う。	ご指摘のアトリアは、サッポロビール様からギャラリーとして寄贈された施設でございますが、収蔵庫がないことや建物の構造などから、法的には美術館としての要件を満たしておりません。基本計画(案)では、美術館とアトリアの事業の分担を明確化しつつ、相互に連携できるよう、位置づけております。
21-4	高層マンション複合型となると、日照や景観を奪われる近隣住民はどうなるのか？川口の為と言いつつながら景観や暮らしやすさを壊し、税金の無駄遣いをするのは到底黙認できない。再度市民の声に耳をかたむけ、現実を見て再考頂くことを求める。	現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指すとともに、市民の皆様には、事業の段階ごとに説明会を行うなど、事業内容の周知や理解に努めてまいります。
22	日々刻々と歴史の積重ねを見て考える。見る美、造る美、考える美、それぞれの立場で、子供、老人、身障者と国内外の人達へ。施設は集中を避け、それぞれの目的に合わせた場所・風景・景観を大切にする。日本の歴史的、文化的建造物の利用を考える。日々変わる世情を考え不変の風景を大切にする。	いただいたご意見を参考に、今後検討してまいります。
23-1	栄町3丁目11番地区は商業地域でありながら、子供たちの遊び場であり、災害時に避難できる貴重な場所。美術館建設で「豊かな活力ある地域社会の構築を目指す」とされているが、利便性や生活のしやすさと両立できるのか。	当該地区内にあるサン・ショッピングパーク(コミュニティプラザ)は、市民のコミュニケーションの場、憩いの場であるとともに、地震発生時の一とき避難広場となっていることを踏まえ、適切な公共施設の配置を検討してまいります。
23-2	中核都市だから、寄贈寄託されたから、と簡単に箱モノを建設して将来の子供たちに負の遺産を残すことにならないのか。美術館のランニングコストを再開発で補うとのことだが、そんなに簡単に補えるなら他に赤字で苦しんでいる市はないはず。	建設コスト・運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、様々な方法を検討してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
23-3	美術館と再開発を同時に行うなら、栄町3丁目11番地区ごと再開発したらどうか。1区画で再開発をするならば、長い目で見れば新たな開発も行うことが容易でしょう。現在の川口市の状況だけを考えず、将来を見据えた美術館、開発を願う。	再開発事業に対しては、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指してまいります。
24-1	2019年11月の「川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会」では、西公園を含め駅周辺の市有地の駐車場を一体化し美術館建設をするのが理想的である、と駅周辺で決定のようなニュアンスだったのに、なぜ突然栄町3丁目公民館跡地に一本化されたのか、また、周辺住民の同意を得ず公表されたのか、経緯を説明してほしい。	審議会において候補地が決定されたことはございません。候補地については、複数の検討項目を比較し、選定したところでございます。また、関係権利者の皆様との合意形成は、基本計画策定後に行うべきものと考えております。
24-2	2020年12月の美術館建設庁内会議では、西公園は市街地の活性化につながりにくいと事務局から説明があったが、毎年大勢の花見客で賑わう当地が△というのはおかしい。地下埋設物等の整備費用の増大が見込まれるとのことだが、かなり古い施設でいずれにしても整備が必要なのではないか。それならば、「理想的である」かの地の再開発の中に公共の美術館を組み込むことは十分検討に値する。	候補地については、複数の検討項目を比較し、選定したところでございますことから、基本計画(案)のとおりとさせていただきます。
24-3	カフェやパブリックスペースも併用するなら、より多くの来館者を見込めるそごう跡地が良いのでは。既存の住民に影響を及ぼすような狭い公園地に高層住宅を建てるのではなく、環境アセスメントで影響評価し、来館者見込み数なども合わせて説得性のある数値を示してほしい。市内文化施設との回避性を考慮するのであれば、やはりそごう跡地で検討すべきでは。「市の顔」となるべき公共施設をつくるのであれば、積極的にそごうの有権者たちとも意見交換することが、真の市街地活性化につながるのではないか。	そごう川口店を美術館として利用する案につきましては、本市が一切の権利を有しないことから、新たに購入する必要があること、天井高が低い床を抜く必要があること、建築設備が設置後30年近く経過しているため、入れ替えが必要なことなどにより、コストが高額になることから、利用は難しい状況でございます。

No.	意見の概要	市の考え方
25-1	<p>箱物行政の典型にしか見えない。なぜ、巨額の予算を投じて、独自の美術館を作らねばならぬのか、全くもって理由が無い。これは何の特徴もない失敗する美術館の典型。運営のコンセプトが曖昧な現状の美術館計画はいったん白紙にすべき。どうしても奥ノ木市長が美術館を造りたいならば、私財を投じてでも造ればよろしいのではないか。川口からは電車一本でさまざまな美術館に行くことができる。上野には国内外の名作もたくさんあり、浦和には県立美術館もある。アクセス容易な市外にこれだけ潤沢に芸術リソースがある中、川口独自の美術館を教育目的で作るとしたら、全く違ったコンセプトを持たなければ意味がない。そもそも美術館を造るのが目的であり、それに合わせたコンセプトを立てているようにしか見えない。</p>	<p>市民が自己実現を目指せる環境づくりと文化芸術活動の促進とともに、質の高い文化芸術を発信し、振興するためにも、教育施設としての美術館が必要と考えております。美術館の展示は寄贈寄託作品を中心とし、市内・県内の作家や本市所縁の作品を広く市内外に発信することとしております。 【P1・4 寄贈寄託作品の展示の説明に補足追記します】</p> <p>市民共有の財産である寄贈作品には、価値の高い作品も数多くあり、寄贈者がどのような生業で財をなし、いつの時代に作品を収集したのか、当時の川口はどのような状況であったのかなども併せて展示解説することで、本市の歴史や文化への理解が深まるような、地域性を重視した特色ある美術館とすることを検討いたします。</p> <p>しかしながら、建設コスト・運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、様々な方法を検討してまいります。</p>
25-2	<p>「市に寄贈された作品があるから、展示する」それは川口独自の文化と言えるのか？ ストレージだけ用意して、アトリアやメディアセブンで不定期に展示するのはなぜ足りないのか？「作品があるから見せよう」などという安易な発想では、間違いなく不振に陥る。100万都市だから美術館が要するという大義名分からスタートしたのでは、全く意味がない。それを市の一般会計で賄うなど言語道断。</p>	<p>市民が自己実現を目指せる環境づくりと文化芸術活動の促進とともに、質の高い文化芸術を発信し、振興するためにも、教育施設としての美術館が必要と考えております。美術館の展示は寄贈寄託作品を中心とし、市内・県内の作家や本市所縁の作品を広く市内外に発信することとしております。 【P1・4 寄贈寄託作品の展示の説明に補足追記します】</p> <p>市民共有の財産である寄贈作品には、価値の高い作品も数多くあり、寄贈者がどのような生業で財をなし、いつの時代に作品を収集したのか、当時の川口はどのような状況であったのかなども併せて展示解説することで、本市の歴史や文化への理解が深まるような、地域性を重視した特色ある美術館とすることを検討いたします。</p> <p>しかしながら、建設コスト・運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、様々な方法を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
25-3	<p>川口独自のものとするならば、鑄物美術館でも、盆栽美術館でもよいと思う。(寄贈作品についてはそこに一般作品を展示するコーナーを設けるのも事足りる) 独自のカラーを出さなければ、ただの、その辺にある美術館でしかない。</p>	<p>美術館の展示は寄贈寄託作品を中心とし、市内・県内の作家や本市所縁の作品を広く市内外に発信することとしております。 【P1・4 寄贈寄託作品の展示の説明に補足追記します】</p> <p>市民共有の財産である寄贈作品には、価値の高い作品も数多くあり、寄贈者がどのような生業で財をなし、いつの時代に作品を収集したのか、当時の川口はどのような状況であったのかなども併せて展示解説することで、本市の歴史や文化への理解が深まるような、地域性を重視した特色ある美術館とすることを検討いたします。</p> <p>しかしながら、建設コスト・運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、様々な方法を検討してまいります。</p>
26-1	<p>コミュニティ公園は都会のオアシスともいえる公園で、防災の面を考えると重要な都市緑地帯となっており、貴重な空間。</p>	<p>当該地区内にあるサン・ショッピングパーク(コミュニティプラザ)は、市民のコミュニケーションの場、憩いの場であるとともに、地震発生時の一とき避難広場となっていることを踏まえ、適切な公共施設の配置を検討してまいります。</p>
26-2	<p>公民館跡地に複合施設の高層ビルを建てると、真北に位置するマンション群は日中日陰となり、生活権を侵害され、マンションの資産価値も著しく下がる。公民館跡地には低層の美術館一棟。再開発高層ビルは、再開発構想があるマンションの自地や隣接地を使って建替えるのが、日照被害を最小限少なくできる。市の土地である公民館跡地に美術館を建てることに文句は付けないが、高層マンションを建てることだけは絶対にやめて欲しい。</p>	<p>現在、当該地区での再開発事業により美術館を目指すとしております。再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指してまいります。</p>
27-1	<p>新美術館建設の必要性を感じない。故塗師氏の寄贈作品等を収蔵するなら倉庫があればよいし、展示するなら市役所1階のギャラリーの利用やそごう川口店内にスペースを借りるなどすればよい。様々なリスク(建設費・維持費・採算・近隣対応)を冒してまで建設する根拠が、本案からは全く不明瞭かつ不完全。</p>	<p>市民が自己実現を目指せる環境づくりと文化芸術活動の促進とともに、質の高い文化芸術を発信し、振興するためにも、教育施設としての美術館が必要と考えております。</p> <p>しかしながら、建設コスト・運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、様々な方法を検討してまいります。</p> <p>また、本市にご寄贈いただいた作品には、塗師祥一郎氏の他にも、横山大観や鏗木清方等著名な芸術家の作品があり、多くの方からこれらに匹敵するような作品のご寄贈の要望をいただいているところでございます。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
27-2	本計画案がでる以前の令和元年より、某建設設計社によって本計画を前提として再開発の提案活動がなされてきた。行政と業者の癒着が深く疑われるような不健全な状態で、再開発の計画が立案・決定されたことに反対する。	民間事業者による提案活動につきましては、事業者が区内住民に対して提案した、民間活動と捉えております。再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指してまいります。
27-3	当マンション(シャインハイツ)は基本計画(案)で「目指す」としている候補地に隣接している。築年数はもうすぐ20年となり、あと10数年で老朽マンション即ち再開発の対象となりえる。当マンションも含めての再開発提案はなされないのか？その理由は(現在は老朽化ではない、以外で)？	現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指してまいります。
27-4	建設候補地区の周辺住民への説明・意見聴取など、計画への市民参画について、パブコメや町会との懇話以外には具体的にどのようになされるのか？「機会をとらえて」などの抽象的な返答では納得できない。住民の要望に応えた説明会や要望聴取・計画への参画の機会を具体的に求める。	今後、市民の代表である市議会の委員会等を経て基本計画を策定し、公表する予定となっております。基本計画策定後、広く周知を図るとともに、ご要望に応じ説明会を行うなど、市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいりたいと存じます。
27-5	東川口駅前の「行政センター」建設は、周辺住民の要望をほとんど無視され計画が進められている。本計画案も同様に進められることを深く危惧する。市は、公用地を使って業者に有利で市民に不利なことを、なぜ無理に進めるのか？今回も同様か？	美術館建設につきましては、平成30年度より、知識経験者や美術関係者、公募市民等で組織される川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会を設置し、11回の審議を経て、基本計画の答申をいただいたものでございます。基本計画策定後、広く周知を図るとともに、ご要望に応じ説明会を行うなど、市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいりたいと存じます。
27-6	一部のみの住民へだけ民間業者が提案活動するに任せ、行政として広く周辺住民へのオープンな声掛けをパブコメ以前にしてこなかった。審議会で候補地3案が挙がってから、タイミングはいくらでもあったはず。なぜ今候補地を絞って「目指す」のか？今後計画決定の前に広く声掛けをし、市民参画を促す具体策はあるのか？	美術館建設につきましては、平成30年度より、知識経験者や美術関係者、公募市民等で組織される川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会を設置し、11回の審議を経て、基本計画の答申をいただいたものでございます。また、候補地につきましては、審議会の答申を踏まえ、複数の検討項目を比較し、選定したところでございます。基本計画策定後、広く周知を図るとともに、ご要望に応じ説明会を行うなど、市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいりたいと存じます。現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
27-7	<p>建設計画案が決定される前に、市民が計画決定へ参画する機会は当パブコメ募集以外にどのくらい予定するか？</p>	<p>今後、市民の代表である市議会の委員会等を経て基本計画を策定し、公表する予定となっております。基本計画策定後、広く周知を図るとともに、ご要望に応じ説明会を行うなど、市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいりたいと存じます。</p>
27-8	<p>いじめ事件に関する裁判への対応や東川口駅前行政センターの建設強行などにより、川口市の奥ノ木市政とその教育行政の信用は失墜している。此度の新美術館建設計画案に関しても同様に進め、さらに信用を落とすのか？市民の声を聴く姿勢は本当にあるのか？</p>	<p>基本計画策定後、広く周知を図るとともに、ご要望に応じ説明会を行うなど、市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいりたいと存じます。</p>
27-9	<p>数年前から再開発計画にて美術館の計画があり、寄贈された絵画展示が目的と聞いている。市は絵画の展示、美術館の建設、どちらを目的としているのか？絵画の展示であれば市の施設に展示可能で、必ずしも美術館建設は不必要。数年前から美術品の展示を計画していたのであれば、新庁舎や第二庁舎に美術品展示スペースを確保する計画も十分設計修正で対応可能だったと考えられる。にもかかわらず市の所有地を使い美術館建設を強行するのは、建設会社との忖度があるか、建設に伴い市長等に利益があるのか。そうでなければ、既存の建築物を利用した美術品展示を考えず、採算性のない美術館建設を強行する理由を聞きたい。</p>	<p>美術館の展示は寄贈寄託作品を中心とし、市内・県内の作家や本市所縁の作品を広く市内外に発信することとしております。 【P1・4 寄贈寄託作品の展示の説明に補足追記します】</p> <p>市民共有の財産である寄贈作品には、価値の高い作品も数多くあり、寄贈者がどのような生業で財をなし、いつの時代に作品を収集したのか、当時の川口はどのような状況であったのかなども併せて展示解説することで、本市の歴史や文化への理解が深まるような、地域性を重視した特色ある美術館とすることを検討いたします。</p> <p>このような美術館を本市に設置することにより、市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として必要最小限の投資で最大の効果が生まれるような美術館建設を目指してまいりたいと存じます。</p>
27-10	<p>コミュニティプラザは避難場所として指定されている。再開発で地権者を市から民間へ委託し、居住区や美術館を建設することで防災拠点を削減する必要があるのか疑問。内閣府が出している国土強靱化に反するのではないのか。市民を重視した視点で考えるのなら、現防災拠点を充実化するべきではないのか。他の自治体では、ベンチを災害時はガス台に利用可能なものやトイレを設置したりしているが、川口市は逆に防災拠点を削減する方針なのか。国の方針と真逆の対応が市民のためなのか。ただの市長の押し付けや独りよがりである。</p>	<p>当該地区内にあるサン・ショッピングパーク(コミュニティプラザ)は、市民のコミュニケーションの場、憩いの場であるとともに、地震発生時の一とき避難広場となっていることを踏まえ、適切な公共施設の配置を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
27-11	<p>一個人の絵画を展示する目的の美術館を市が税金を利用し、採算性のないまま強行して建設を計画する理由は？絵画の展示が目的なら美術館の必要はない。なぜ市役所や市所有の施設への展示がダメなのか、理由を提示してほしい。</p>	<p>美術館の展示は寄贈寄託作品を中心とし、市内・県内の作家や本市所縁の作品を広く市内外に発信することとしております。 【P1・4 寄贈寄託作品の展示の説明に補足追記します】</p> <p>市民共有の財産である寄贈作品には、価値の高い作品も数多くあり、寄贈者がどのような生業で財をなし、いつの時代に作品を収集したのか、当時の川口はどのような状況であったのかなども併せて展示解説することで、本市の歴史や文化への理解が深まるような、地域性を重視した特色ある美術館とすることを検討いたします。</p> <p>このような美術館を本市に設置することにより、市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として必要最小限の投資で最大の効果が生まれるような美術館建設を目指してまいりたいと存じます。</p>
27-12	<p>市民の理解を得られず市長や市役所の独断で実施したいのであれば、税金を使わず市長個人が勝手にすればよいのでは。税金の私有化はやめてもらいたい。</p>	<p>市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。</p> <p>美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいりたいと存じます。</p>
27-13	<p>新しく美術館を作る必要性が全く理解できない。建設業者との約束でもあるのかと疑いを禁じ得ない。</p>	<p>市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。</p> <p>美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいりたいと存じます。</p>
27-14	<p>新美術館が必要なのか？理解に苦しむ。反対です。</p>	<p>市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。</p> <p>美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいりたいと存じます。</p>
27-15	<p>美術館は必要ないから、公園を残してほしい。町会で餅つきや煮炊きもでき、一時避難場所にも指定されている。町内の大事な公園です。</p>	<p>当該地区内にあるサン・ショッピングパーク(コミュニティプラザ)は、市民のコミュニケーションの場、憩いの場であるとともに、地震発生時の一とき避難広場となっていることを踏まえ、適切な公共施設の配置を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
27-16	新美術館をなぜ作らなければならないのか理解不能。不必要。	市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。 美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいりたいと存じます。
27-17	美術館を作るくらいなら、東川口の行政センターを住民の要望通りに充実させたい。なぜあちこちの公用地をマンションにしたがるのか？再開発のうまみが建設費の軽減のみかどうか、疑念に堪えない。	市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。 美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいりたいと存じます。
27-18	計画そのものについて反対。不本意ながらどうしても建設するなら、栄町3丁目だけは避けてもらいたい。駅近で広い敷地や緑地帯が少ないので、この敷地も公園として拡大してもらいたい。近隣の子供たちの遊び場として、大勢の憩いの場としての活用を切望。(次世代を担う子供＞美術館)	現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。 また、当該地区内にあるサン・ショッピングパーク(コミュニティプラザ)は、市民のコミュニケーションの場、憩いの場であるとともに、地震発生時の一とき避難広場となっていることを踏まえ、適切な公共施設の配置を検討してまいります。
27-19	再開発計画が決定される前に、周辺住民への説明や意見を話し合うオープンな会を希望する。というか必須。役所内の密室で、限られた方々の意見優先の「美術館ありき」の議論により建設計画が決まれば、周辺住民は迷惑なだけ。	今後、市民の代表である市議会の委員会等を経て基本計画を策定し、公表する予定となっております。基本計画策定後、広く周知を図るとともに、ご要望に応じ説明会を行うなど、市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいりたいと存じます。 現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。 再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指してまいります。
27-20	今まで周辺住民に満足な説明もなく、このパブコメ募集だけでは計画案の理解ができない。納得のいく説明を強く望む。	美術館建設につきましては、平成30年度より、知識経験者や美術関係者、公募市民等で組織される川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会を設置し、11回の審議を経て、基本計画の答申をいただいたものでございます。 また、候補地につきましては、審議会の答申を踏まえ、複数の検討項目を比較し、選定したところでございます。 基本計画策定後、広く周知を図るとともに、ご要望に応じ説明会を行うなど、市民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいりたいと存じます。

No.	意見の概要	市の考え方
27-21	新美術館再開発案は、マンション、美術館を含めた再開発と聞いている。市にとって必要ならば賛同する。しかし立地的に商店街で人通りも多い道路沿いで、マンションからの車の出入り、美術館への来場を考慮するとセントラルコーポだけでなく周辺マンションも巻き込み、規模を大きくした再開発をしたらどうか。視点を変え、市民を巻き込んでのビックバンのような再開発は市長の5つの元気視点にも繋がると思う。検討してほしい。	現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指してまいります。
27-22	新美術館建設を近隣マンションなどとの再開発で行うと受け取っているが、業者からの声はセントラルコーポだけのようだ。近隣マンションも10年程度で老朽する建物がある。慌てず腰を据え、近隣マンションを含めてビッグプロジェクトを検討したらどうか？その際は市民として計画策定などに参画したい。	現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指すとともに、市民の皆様には、事業の段階ごとに説明会を行うなど、事業内容の周知や理解に努めてまいります。
27-23	建設業者とかなり早くから何やらやっている様子。何をやっているのか？我々市民にではなく、一部の限られた人の得になるような？	民間事業者による提案活動につきましては、事業者が区内住民に対して提案した、民間活動と捉えております。
28	栄町3丁目11番地区に美術館を建てることは断固反対。あの公園は、ベビーカーで遊びに行ける貴重な公園。川口銀座で買い物をする子育て世代の人々が気楽に行けて、ほっとできる平面の緑地帯(公園)がなくなってしまう。本当に住みやすい町をうたうのであれば、子育て世代に目を向けてもらいたい。	現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。当該地区内にあるサン・ショッピングパーク(コミュニティプラザ)は、市民のコミュニケーションの場、憩いの場であるとともに、地震発生時の一とき避難広場となっていることを踏まえ、適切な公共施設の配置を検討してまいります。
29-1	駅前の一等地に美術館を作ることに反対。今のまま公園を残してほしい。栄町3丁目11番地区は駅前の商店街エリア。「美術館を建設することによって施設が人の流れを生み、地域への集客性が見込まれ」とあるが、美術館がない現在でも人の流れは十分活発。平日でも公園で遊んでいる子どもたちや休憩を取っているファミリー、ビジネスマンは多くいる。箱物の美術館ではなく、今の公園のままのほうが十分に地域に貢献している。	現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。当該地区内にあるサン・ショッピングパーク(コミュニティプラザ)は、市民のコミュニケーションの場、憩いの場であるとともに、地震発生時の一とき避難広場となっていることを踏まえ、適切な公共施設の配置を検討してまいります。
29-2	寄贈寄託頼みの展示で、集客は見込めるのか？高いお金をかけて作る価値があるとは全く思えない。3つの事業概念が挙げられているが、既存のものとは何が違うのか？すでにメディアセブン、アトリア、SKIPシティ、リリアと市内には十分豊富な文化施設が揃っているのにわざわざ作る意味が分からない。寄贈寄託ありきの展示品、既存施設と似たような機能の美術館に全く魅力を感じない。コンセプトに「全く新しい」とあるが、どこが新しいのか？美術館という箱物を作りたいがため、土建屋の言いなりになっているようにしか見えない。	美術館として必要とされる機能として、1.美術館機能、2.産業とアートのコーディネート機能、3.新しい表現に対応した多目的ホール機能の三つをコンセプトとしております。特に3については、近年アートの表現方法として、メディアアートなど映像を使ったアートや、大空間を使ったインスタレーションなど、様々な表現手法に対応した展示室を作ることは、新しい美術施設としては必須であると考えます。

No.	意見の概要	市の考え方
29-3	市内文化施設の連携とあるが、仮に美術館を作るとしても既存施設の近辺に作ったほうが集客も見込め、連携も図りやすいのでは。例えば、アリオ前の広場のように既存設備の近くが絶対に良い。休日になるとアリオ前の公園に人が多く集まり、そちらのほうが相乗効果で集客できる。新しく美術館を建設するのであれば、今ある私たちの大切な財産である既存の美術施設をまずは今以上に活用し、相乗効果を生み出すことを考えてもらいたい。	審議会からの答申に盛り込まれた機能の充足などを踏まえ検討した結果、候補地を選定したところでございます。ご指摘のとおり、既存の施設を今まで以上に活用するとともに、連携を図り、相乗効果を生み出していきたく存じます。
30-1	コロナ対策が最優先される時に美術館建設とは、優先順序を考慮していただきたい。本町診療所をこれからコロナが流行る令和元年12月27日に閉鎖し、美術館とは、これが川口市としての市政ではないと思う。市民の安心安全を優先していただきたい。	市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいりたいと存じます。
30-2	栄町公民館跡地は公園(現況、子供たちの遊び場、市民の憩いの場となっている)を拡張していただきたいが、どうしても美術館を建設がありきであれば、美術館は栄町公民館跡地内で建設してもらいたい。建物の高さは18m以下とし、周辺の建物の日照時間(生活権)も考えるべき。環境整備もしていただきたい。市民の安心安全のために防災を考慮した潤いある生活の為の都市公園として整備していただきたい。(周りを建物に囲われた暗い公園ではない)	当該地区内にあるサン・ショッピングパーク(コミュニティプラザ)は、市民のコミュニケーションの場、憩いの場であるとともに、地震発生時の一とき避難広場となっていることを踏まえ、適切な公共施設の配置を検討してまいります。再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指してまいります。
30-3	美術館と再開発ビル併設は考えるべきではない。市民の財産を開発業者に売り渡すことになり、市民の利益がそこなわれないようにしていただき。建築費が節約できると言うが、その分上乘せされているのが再開発であると考えられる。民活は美辞麗句と心得る必要があると考える。	市民が自己実現を目指せる環境づくりと文化芸術活動の促進とともに、質の高い文化芸術を発信し、振興するためにも、教育施設としての美術館が必要と考えております。しかしながら、建設コスト・運営コストの削減は課題として認識しておりますことから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、様々な方法を検討してまいります。 なお、公用地は開発業者に売り渡すのではなく、再開発事業で整備される建築物の美術館床(約4,300㎡)として、取得を計画しております。
30-4	セントラルコーポを含めた再開発ビル計画(某社案)がされているようだが、セントラルコーポの敷地内で計画していただきたい。	現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
30-5	民間の某建築設計社から時を合わせたかのようにセントラルコーポに説明会があった。タイミングの良い民間の営業活動です。市民の理解が得られるように説明していただきたい。	民間事業者による営業活動につきましては、事業者が区内住民に対して提案した、民間活動と捉えております。
30-6	地方自治体の美術館問題は深刻で、赤字の垂れ流し状態で廃止したいが廃止できない状態となっている。川口市は廃止できる計画としていただきたい。税金をあげないでいただきたい。	市民が自己実現を目指せる環境づくりと文化芸術活動の促進とともに、質の高い文化芸術を発信し、振興するためにも、教育施設としての美術館が必要と考えております。しかしながら、建設コスト・運営コストの削減は課題として認識しております。 制度上、施設の廃止は可能でございますが、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、収益事業も含め様々な運営方法を検討してまいります。
31-1	上野まで30分の川口市に美術館建設すること。展示もさることながら、川口市美術館来訪そのものに意味ある建築物であってほしい。最近だと所沢のサクラタウン角川武蔵野ミュージアム、建築家隈研吾氏、また建築家中村拓志氏といった、また無名建築家の作であってもその方の出世作となるような、その美術館を訪れたいと思う建築物を期待している。	いただいたご意見を参考に、今後施設の仕様を検討してまいります。
31-2	現在の基本計画(案)を拝見したが、多目的スペース付きマンション建築計画に見えるが、いかがか？	基本計画(案)に居住スペース等に関する記載は一切ございません。また、想定もしていません。
32-1	商店街の只中に文化施設を建設する為に、建物周辺は可能な限り文化的な雰囲気をもつものにして頂きたい。緑を活かし、常緑樹と落葉樹、低木中木高木のバランス、新緑と紅葉の美しさを建物に添える等考慮して頂きたい。しかし、和風では周辺と合わないと思われる。隣の公園にも手を入れ、美術館との巧みな連携を希望する。川口の「アトリア」は、残念ながら余りに味気ないというのが私の正直な感想。	周辺地域を含めた景観デザインやサイン整備を検討し、本市の景観資産の中心となる施設を目指してまいります。
32-2	作品の寄贈者を公開するのはいいが、作品が主であり、主客転倒のないようにして頂きたい。作品の展示では、作品と作品が置かれた周囲との関係が大切。落ち着いた空間の中で、作品に当てる光は出来れば自然光に近いものがよく、作品を鑑賞できる場にして頂きたい。今回の施設は、規模は小さいながらも「美術館」としている訳ですから、余りに盛り沢山で「公民館の展示室」「市民の談話室」にならないようお願いしたい。	いただいたご意見を参考に、魅力ある施設を目指してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
33-1	館長・学芸員は天下りでなく、広く人材を募集すべき。アートの実践と人的ネットワークを作る力は官僚からは生まれにくく、この2つを備え、広く全国、世界から情報を取り入れる人材の獲得は川口市民限定は難しいと思われる。イベントに貸し出すなら、文化に限定、料金を安くする代わりに選定する権利を美術館が持つ。	施設の運営の詳細については、今後検討のうえで決定してまいります。
33-2	美術作品寄贈の委員会は、委員・選考過程を後日可視化する。寄贈して栄誉を得たい人間と必ず忤度が生じるため。	令和元年度より川口市美術作品選考会議を教育委員会に設置し、文化的価値、作品としての価値等、寄贈いただくことで、本市文化行政の推進に寄与する作品のみを寄贈いただくこととしております。
33-3	美術制作のワークショップ、美術史・美術作品鑑賞講座を実施。人材は公募で広く首都圏に求める。調布市は文化講座に公募選考を行っている。市の主催で予算が出るので公募・企画書提出・面接で選考している。予算がなくてボランティアでも質を高めるために公募選考をすべき。	いただいたご意見を参考に、今後管理運営体制の詳細を検討してまいります。
33-4	現代アート作家に作品制作・パフォーマンスを依頼する。予算がなければ企画をネットに流し、クラウドファンディングを立ち上げる。	展示作品は寄贈寄託作品を中心に想定しておりますが、多目的ホール等において、現代アートの展示を検討しております。また、クラウドファンディング等を利用することも手法の一つとして今後検討してまいります。
33-5	図書館・SKIPシティ、その他の文化施設とのリンクを取る。	基本計画(案)に記載のとおり、市内文化施設との連携を検討してまいります。
33-6	県立近代美術館が試みたように、アーティストや市民など外部の意見・提言を定期的に集約する会議の場を設ける。	いただいたご意見を参考に、今後管理運営体制の詳細を検討してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
34	電車で1時間圏内には美術館が溢れ所蔵している美術品も一流である、川口市に美術館が出来ても集客が見込めず閑散になるのではないか。	<p>美術館の展示は寄贈寄託作品を中心とし、市内・県内の作家や本市所縁の作品を広く市内外に発信することとしております。 【P1・4 寄贈寄託作品の展示の説明に補足追記します】</p> <p>本市にご寄贈いただいた作品には、横山大観や鏑木清方等著名な芸術家の作品があり、多くの方からこれらに匹敵するような作品のご寄贈の要望をいただいているところでございます。</p> <p>展示に際しては、寄贈者がどのような生業で財をなし、いつの時代に作品を収集したのか、当時の川口はどのような状況であったのかなども併せて展示解説することで、本市の歴史や文化への理解が深まるような、地域性を重視した特色ある美術館とすることを検討いたします。</p> <p>このような美術館を本市に設置することにより、市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として必要最小限の投資で最大の効果が生まれるような美術館建設を目指して参りたいと存じます。</p>
35-1	他の候補地とどのように比較したのかが不明瞭である。	基本計画(案)31ページに記載の4項目で検討し、候補地を選定いたしました。
35-2	文化にお金をかけるなどと言わないが新型コロナウイルスの発生で財政状況も変わっているのに赤字を垂れ流す美術館には賛成できない。	市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。また、美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいりたいと存じます。また、建設コスト・運営コストの削減は課題として認識していることから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、収益事業等も含め様々な方法を検討してまいります。
35-3	仮に建設を進めた場合、超高層ビルになり地域住民の生活に影響のないようにして欲しい。	現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。 再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指してまいります。
35-4	コミュニティプラザは市民の憩いの場でありそれを奪うようなことはして欲しくない、最近地震も発生しているので有事の際に活用できる施設が望ましい。	当該地区内にあるサン・ショッピングパーク(コミュニティプラザ)は、市民のコミュニケーションの場、憩いの場であるとともに、地震発生時の一とき避難広場となっていることを踏まえ、適切な公共施設の配置を検討してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
36-1	<p>第1章 1.美術館のコンセプト 市民が集い交流し、創造力や文化、歴史、産業を育む 全く新しい文化芸術の創造・発信拠点 ▽意見 創造と同時に継承も必要なものだと思います。継承する技術なども育むことが コンセプトに必要ではないでしょうか。「川口の美」に失われてしまうものも含ま れますが、失われる瞬間を指をくわえて見ているのではなく、修繕等の継承す る技術を育むほうが良いように思います。</p>	<p>本市及び本市周辺地域固有の風土や歴史、そこで培われた産業や文化こそ が「川口の美」であると定義し、本市に寄贈された市民共有の財産を守り、伝 えることを計画しており、その中には修繕等の継承する技術の育成も含まれて おります。 継承すべき技術も含め、しっかりと対応してまいります。</p>
36-2	<p>2.三つのエリアのコンセプトと事業活動・施設構成(1)アートエリア アートエリアのコンセプト川口の美本市及び本市周辺地域固有の風土や歴史、そこで培 われた産業や文化こそが「川口の美」である ▽意見 「周辺地域」について。産業や文化は、距離的な周辺地域だけでなく文脈的な 周辺地域もあると思っています。例えば、埼玉の偉人に川口出身の小谷三志 がいます。世界文化遺産に登録された富士登山信仰や二宮金次郎が教えを 請うために川口を訪ねたことで有名ですが、静岡や神奈川など関連する地域 も周辺地域と捉えられるように思います。赤山城址の伊奈氏をはじめ、紡績、 織物、染め物、植木、盆栽、鳩ヶ谷ソース焼きうどん(5大焼きうどんのひとつ) など文脈的な周辺地域も該当すると良いように思います。</p>	<p>ご指摘の内容も「川口の美」に該当すると考えております。 今後、文化財課等と協力して本市の文化、歴史、産業を多くの市民に興味を 持ってもらえる工夫を凝らすとともに、後世に継承してまいります。</p>
36-3	<p>イアートエリアの事業活動 ▽意見 収集・保管にくわえ修繕も重要なように思います。今あるものを維持していくに は修繕の技術が必要に思います。ものづくりにおいて、創造も大切ですが、 修繕し継承できる技術も大切だと思います。</p>	<p>作品の長期的な保存管理、調査研究の過程で修繕を行うことを想定しており ます。 今後修繕に必要なスキルの蓄積も含め、検討してまいります。</p>
36-4	<p>(2)ものづくりエリア アものづくりエリアのコンセプト ▽意見 「アート」に違和感を感じます。「アート」の定義は川口市美術館建設基本構想 でなされていますが、これを読めば読むほど「クリエイティヴ(・シンキング)」で はないかと思ってしまうので、 再考されたほうが良いように思います。アート(art)と考えたときに、バンクシー やChim ↑ Pomなどの社会風刺も含まれますが、これらの表現活動も容認する 覚悟が求められると思います。</p>	<p>現時点で社会風刺を含めた表現活動の容認については決定しておりません が、できるだけアートを広義にとらえてまいりたいと存じます。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
36-5	<p>イ ものづくりエリアの事業活動 ▽意見 Tシャツがグッズの例にあります、紡績業や織物業、織布業の市の歴史的 文脈を踏まえることが重要なように思います。現在の産業として、錫製品、ダン ボール、トイレtpーパー、ソース、味噌、クラフトビールなども含まれると良 いように思います。</p>	<p>ご意見にございました現在の産業の製品や、新たなプロダクト開発(例えば鋳 物と木型を融合したインダストリアルファニチャー等)等も今後検討してまいり ます。</p>
36-6	<p>(3) イベントスペース ウ イベントエリアの施設構成 ▽意見 光や音が外にもれないように、シャットアウトもできる作りにしたほうが良いと 思います。 視覚や聴覚が過敏な方がいますが、この方々にとっては不快なものになりか ねませんので、 配慮が必要だと思ひます。また、低音は振動もあります。「アート」表現が十二 分にできる施設づくりが必要に思ひます。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、今後施設の仕様を検討してまいります。</p>
36-7	<p>第2章施設計画 1.施設全体の仕様・規模(1)施設全体のコンセプト ▽意見 第5次総合計画などを見ると川口らしさのひとつに水辺がありますが、ここには ありません。 美術館はその地域の自然豊かな広々としたところにあるものだと考えます。水 辺が川口市の歴史や景観において重要な要素のひとつであることは誰しもが 認めるものだと思います。 コンセプトに水辺もあったほうが良いように思ひます。</p>	<p>基本計画(案)25ページにて記載の「自然の要素」にてご指摘の水辺も含んで いると解することから、コンセプトについては基本計画(案)のままとさせていた できます。</p>
37-1	<p>美術館を建設のために、何故市民の財産である公園を売却しないとならない のか。</p>	<p>当該地区内にあるサン・ショッピングパーク(コミュニティプラザ)の売却は考え ておりません。 市民のコミュニケーションの場、憩いの場であるとともに、地震発生時の一とき 避難広場となっていることを踏まえ、適切な公共施設の配置を検討してまいり ます。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
37-2	市民の財産である公園を、セントラルコーポという私的なマンション建替のために再開発と称し売却するのはおかしい。再開発ならば、栄町3丁目11番地区の一区画で考えるべきである。	当該地区内にあるサン・ショッピングパーク(コミュニティプラザ)の売却は考えておりません。 再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指してまいります。
37-3	住環境に影響を受ける、公園の近隣住民に対する説明がない。	現在、当該地区での再開発事業により美術館の建設を目指すこととしております。 再開発事業につきましては、今後、関係権利者の皆様との合意形成や施行区域、公共施設の配置、建築物の配置計画などの検討をし、事業化を目指すとともに、市民の皆様には、事業の段階ごとに説明会を行うなど、事業内容の周知や理解に努めてまいります。
37-4	某建築設計社が、市の財産である公園をセントラルコーポを絡ませて売却させ高層ビルを建てる活動を知りながら容認していたのは何故か。	民間事業者による営業活動につきましては、事業者が区内住民に対して提案した、民間活動と捉えております。
38-1	旧栄町公民館跡地は、現在あるコミュニティプラザ(緑地・避難所)と併合して、新しい公園として整備すれば、商店街沿いに、大きな魅力ある公園を造ることが出来ます。川口市には既に多くの高層建築物が建っており、これからの魅力ある街づくりには、高層建物よりも、公園などの緑地や、災害時の避難所の整備に、目を向けるべきです。	当該地区内にあるサン・ショッピングパーク(コミュニティプラザ)は、市民のコミュニケーションの場、憩いの場であるとともに、地震発生時の一とき避難広場となっていることを踏まえ、適切な公共施設の配置を検討してまいります。
38-2	美術館は建設すれば終わりということではなく、展示物にカビが生えないような特別な空調設備など、美術館特有の維持・管理が必要となります。建設した後も、毎年毎年、多額の維持管理費用に市税を投じることにもなります。芸術・文化に対する川口市としての取り組みは、さまざまな文化的活動を日々行っている川口市民や、子供達の芸術・文化の学びや体験といった活動に対してこそ、市税を充てるべきであり、一部の人間にしか関心を持たれない美術館のような箱ものを造ることではないと思います。	市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、美術館が必要と考えております。また、美術館を活用することで、市民が自己実現を目指せる環境づくりや文化芸術活動を促進し、更には質の高い文化芸術の発信・振興を目指してまいりたいと存じます。また、建設コスト・運営コストの削減は課題として認識していることから、必要最小限の投資で最大の効果が生まれるよう、収益事業等も含め様々な方法を検討してまいります。

G I G Aスクール端末の持ち帰り運用の開始について

1 持ち帰り運用の開始

(1) 運用開始日

令和３年６月１８日（金）から

(2) 対象

市内小・中学校全児童生徒及び教職員端末

(3) 保護者用ヘルプデスク

令和３年６月１６日（水）から令和３年９月１５日（水）まで
９時から２１時まで（土・日・祝日含む）

2 モバイルW i - F i ルーターの貸し出し

(1) 対象

川口市内小・中学校に在籍し、家庭に無線によるインターネット環境※のない
児童生徒の保護者

※ ・光回線（フレッツ光等）やケーブルテレビ（J : C O M等）等の固定
インターネット回線 → 該当

・モバイルW i - F i ルーター → 該当

・スマートフォンやタブレットによるテザリング接続 → 非該当